

# 平成29年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成29年12月5日（火曜日）

## 本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

## 出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 須長正実君
総合政策課長 岡村拓哉君	くらし安全課長 望月誠君
町民福祉課長 谷木絹代君	健康保険課長 山下容二君
まち整備課長 稲岡信行君	産業振興課長 及川慶一君
学校教育課長 高橋淳君	学校指導室長 加藤修君

## 事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 次長 神村輝行

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第6 一般質問について

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番の戸矢隆光です。

議長の許可をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、交番の設置について、2、災害対策について、3、上里スマートインターチェンジ周辺整備事業についての3点について質問をさせていただきます。一部、昨日の同僚議員と重複する箇所があると思われませんが、よろしくお願いをいたします。

初めに、交番の設置についてお伺いをいたします。

上里町には以前、駐在所が町内の旧村単位で4カ所ありましたが、交番設置に伴い、神保原駅前交番1カ所になりました。

上里町はここ数年、人口も約3万1,000人前後を保っております。しかしながら、交通事故発生件率は、今年度10月末現在で137件、人口1,000人当たりの発生件率は4.38で、県内4番目に位置をしております。また、犯罪発生率は前年度に比べてやや減っているものの228件、発生率は7.5で、県内で18番目に位置をしております。

以前、神保原駅南土地区画整理内に交番予定地を設ける話があったり、平成20年3月には県道藤岡本庄線沿線の町民体育館南に交番設置要望の署名活動を展開し、1万人を超える方々からの署名をいただき、本庄署を通じて埼玉県警に提出をしたと聞いております。しかしながら、いまだに交番設置をしていただけるとの話は来ていないようであります。

上里町でも住民が安心して暮らせる町づくりは急務となっております。また、住民の要望でもあると思います。埼玉県も人口増や東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて警察官の増員をしていると聞いておりますが、いずれにせよ、埼玉県の北の玄関口として、また町内を通過する車両による交通事故の多発や犯罪など多様化する中、10年前と時代の背景や状況も急激に変わってきているように思いますが、上里町では今後交番設置に向けた要望活動を行う計画があるかどうか、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、災害についてお伺いをいたします。

11月の初旬に、総務経済常任委員会の視察で茨城県ひたちなか市に行っていました。

私も一般質問では災害問題を比較的多く取り上げさせていただき、実行に移させていただいたものもありました。以前、私の質問で、姉妹都市を結ぶことにより、スポーツなどの相互交流も図れ、災害などのときにも応援をいただけるのではないかと、双方にとってもメリットがあるのではないかと質問をさせていただきました。

しかし、災害を経験した自治体の関係者の話によると、災害時応援協定を締結していたことによって大変助かったとのことでありました。スポーツ交流ではなく防災を基本とした応援協定で、年に一、二回の情報交換会などを開催してお互いの情報を共有しており、緊急時にも対応できたとのことでありました。

幸いにも、ほかの地域から支援を受けるような上里町には災害はないものの、これから応援協定の検討など、上里町でも早急に検討をしていく必要があるのではないかとと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、上里スマートインターチェンジ周辺整備事業についてお伺いをいたします。

サービスエリア周辺整備事業は、2015年12月にスマートインターチェンジが開通し、上り線については中央軒煎餅と上里カンターレ2業者が創業、今年11月19日には、待望であった農村公園内の埼玉ひびきの農業協同組合の運営する農産物直売所アグリパーク上里がオープンし、当初計画はおおむね達成をいたしました。

これに比べて、下り線については、11ヘクタールの土地を土地開発公社が売却をしたものの、いまだに形が見えてきていない状況であります。これらの土地について、現在の進捗状況について、差し支えない範囲でお聞かせをいただきたいと思います。

また、周辺については日がたつにつれて車両の台数も多くなってきており、アグリパーク上里オープン前にも、県外から高速道路をおりてきた乗用車が一時停止を怠り、搭乗をしていた児童数人がけがをし、現在も入院をしているとのことでした。

町当局も安全対策として交通安全標識など目立つところに立てるなど、できるだけ対策を行っていただいておりますが、追いついていないのが現状のようであります。先日、農協の関係者の人より、アグリパーク上里のオープンに伴い、信号機も含めた交通標識の充実を要望され、町に連絡をしてから間もない時期の事故発生でありました。

今後は信号機を含めた大型道路警戒標識の設置などについても、埼玉県警などと協議や要望をしていく必要もあるのではないのでしょうか。また、上里サービスエリア南側道路の一部が狭く、大変危険に思いますが、拡幅などについての進捗状況など、町長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。  
町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 戸矢隆光議員の御質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。  
最初の1番の交番設置について、①の今後、交番設置についての要望活動をしていくのかという御質問でございます。

議員お話しのとおり、以前は賀美、長幡、七本木、神保原の4地区に駐在所がありましたが、現在は神保原駅の北側に設置されている上里交番だけでございます。

交番設置に関しましては二度ほど要望書を提出した経緯がございます。

1回目は、駅の南側に交番を設置する請願が出され、議会で採択されたことなど、住民からの要望も多かったことから、平成14年12月に要望書を本庄警察署長に提出をさせていただいたところでございます。用地につきましては、神保原駅南区画整理事業区域内に予定をしたわけでございます。

2回目は、区長会を中心に、町民体育館の南側の県道藤岡本庄線沿いに交番設置を求める署名活動を行っていただき、平成20年3月に埼玉県警察本部長に要望書を提出をさせていただいたところでございます。

いずれも交番の設置には至っておらないわけでございますけれども、昨今、車上荒らしや空き巣、不審者情報、振り込め詐欺、交通事故が多発しておりますので、身近に交番があれば地域住民は安心だと思います。快適で安全な町づくりの一環として、交番設置の要望活動につきましては、今後、警察と相談して検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、災害対策についての①災害時の自治体間の応援協定についての御質問にお答えをさせていただきます。

東日本大震災や熊本地震、平成26年の広島市の土砂災害、平成27年の関東・東北豪雨など、最近の大規模災害の状況を見ましても、被災後の対応が非常に重要であると思っております。災害発生後に優先的に協力を得られるよう、各種機関との協定を充実しておくことは大変有効であり、必要であると思っております。

議員お話し災害時の自治体間の応援協定についてでございますが、現在、県内全城市町村との災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を結んでおりますが、県外市町村との応援協定は締結をしておらないわけでございます。

自治体間の災害協定は、食料品、生活必需品、応急対策用資機材、医療品などの物的支援や

職員の派遣、ボランティアのあっせん、被災者の受け入れなどの人的援助など、目的はさまざまであるわけでございます。

被災者生活の早期安定と被災地の早期復興を図る上で、自治体間の災害協定は有効的だと思われるところでございますが、現在、当町は姉妹都市の提携等もなく、協定先の選定に苦慮しているところでございます。今後、県や先進自治体から情報収集等を行うとともに、協定先の自治体にアプローチをする手段等を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、3の上里スマートインターチェンジ周辺整備事業について、①道路の整備状況及び道路標識等についての御質問にお答えをさせていただきます。

昨日の齊藤議員の質問と関連があり、お答えの内容が重複する場合もございまして、御了承いただきたいと思っております。

スマートインターチェンジの上り線側には上里カンターレと中央軒煎餅が営業しており、バスツアーのコースにもなっておりますので、たくさんのお客さんでにぎわっております。中にはサービスエリアに車をとめて、歩いてお菓子や煎餅を買いに行かれる方も見受けられます。また、11月19日には農村公園用地にアグリパーク上里がオープンし、オープン当日は周辺道路が渋滞していたようでございます。

町内外からのお客さんが増えることは大変喜ばしいことではありますが、半面、交通量が増えることによる交通事故の増加が懸念をされておるところでございます。

10月30日に、スマートインターチェンジのアクセス道路と農免道路の交差点で重傷事故が起きてしまったわけでございます。町では早急に埼玉県警並びに本庄警察と協議し、事故現場の交差点とスマートインターチェンジのアクセス道路と藤木戸勝場線の交差点にラバーポールや注意看板の設置、交差点内のカラー舗装、リード線による視野狭窄などを行ったところでございます。

また、以前より信号機の設置や、「止まれ」の標識の大型化を要望しており、警察で検討をさせていただいておるところでございます。

次に、道路の整備状況でございますが、これまでに上里スマートインターチェンジへのアクセス道路や周辺町道を整備してまいったところでございます。昨年度は、スマートインターチェンジ上り線側の神流川沿いに約300メートルの道路を整備をいたしたところでございます。今年度は、スマートインターチェンジ下り線側の東側の町道2414号線砂利道を含め、275メートルを拡幅改良するため、測量設計を実施しております。早期に設計をまとめ、用地買収に着手してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、下り線の工業団地の進捗状況についてのお尋ねでございます。

上里サービスエリア下り線側の区画につきましては、御承知のとおり、上里町土地開発公社より大和ハウス工業株式会社に売却したところでございます。

大和ハウス工業株式会社は産業団地がスマートインターチェンジに直結していることから、当初の契約のとおり物流施設を建設するほか、企業ニーズに応じた工場、事業施設の建設などを予定しているようでございます。

現在の進捗状況でございますが、上里町土地開発公社との間での当初契約の趣旨に沿った形で計画どおり事業が進んでいるようでございます。今後、事業が進む中で、もろもろの手续が生じてくるものと思われておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） それでは、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

1番の交番の設置についてでございますけれども、以前1万人以上の方から署名活動をいただきながら、そして本庄警察、埼玉県警のほうにお願いをした経緯があるわけでございます。

1万人の署名というのは大変重いものがあるのではないかなと思うわけでございます。

本庄市なんかを見てみると、旧の本庄市においては駅前交番、また駅の北にも交番があるように思われます。そして、これからは本庄早稲田の駅前にも交番を設置というような話も言っている人もいるわけでございます。また、旧の町村のほうにいきますと、やはり本庄市でも駐在所があるところもございませう。

上里町もやってだめだからというようなことだけで諦めるのではなくて、地道ではありますけれども、そういうものを継続的に、今後とも交番設置についてのお願いをやっていく必要があるのではないかなと思えますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話をさせていただきましたとおり、身近に交番があれば地域住民が安心をしておられると、そういう状況にあるわけでございまして、前回、交番の設置に向けて一生懸命、本庄警察署に1万人の署名を持ってお願いに行ったところでございます。そういう経緯もあるわけでございますけれども、快適で安全な町づくりのために設置場所など警察に相談して、今後とも積極的に本庄警察署並びに県警のほうへ要望してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） これ、私ちょっとこのところに持ってきている書類は、平成28年上

里町内人身交通事故発生マップというものをちょっと持ってきました。このマップによりますと、駅の北に対して駅の南、特に上里東小管内でも相当な事故等があるわけでございます。

こうした中、駅の北、駅の南ということで、できるだけ交番に対して、私は交番ができなくてもそれにかわる警察官の待機所や休息所みたいなそういう施設ができればいいのではないかなというようなことを常々思っている一人でございますけれども、そういうものを、交番がいきなり来なくても、そういう待機所や休息所など警察関係のものが来ることによって、住民も少しながら安心するのではないかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に上里町は、先ほど来お話に出ておりますとおり、本庄鬼石線、金久保地内、そういうところで交通事故が非常に多く発生しておるわけでございます。

先ほど戸矢議員のほうから待機所だとか休憩所というふうにおっしゃられましたけれども、いずれにしても、上里町には交番が1カ所しかないわけでございます。1カ所であっても、昔の駐在所がいたときよりも人数的には多く配置はされておるわけでございますけれども、いずれにしても、待機所程度ではなくて交番の設置ということで本庄警察のほうへお願いをしたいと、このように思っておるところでございます。

前回のときもかなり警察署でも一生懸命やっていただいて、県警本部のほうまで行っていただいてやったわけでございますけれども、どうしても人口密度だとかそういう経緯もございましてできなかった経緯があるわけでございますけれども、再三再四にわたって一生懸命努力をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 東京オリンピック・パラリンピック、大変埼玉県警察官の人数も増員するというような話も既に聞いておりますけれども、是非そういうときに、今からやっていく必要があるのではないかなと思います。そういうときには私たちも是非協力をしていきたいなと思っておりますけれども、そのことについてももう一度、町長の決意を聞かせていただければと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 戸矢議員がおっしゃられるように、東京オリンピック・パラリンピックに備えて埼玉県も警察官の増員をしていると、そういう経緯もあるようでございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、人口密度からいうと、なかなか県北のほうへは交

番が回ってこないと、そういう実情もあるわけでございます。どうしても県南のほうが人口密度が高いわけでございますから、どうしてもそちらへとられてしまうと、そういう経緯もこの前もあったわけでございます。かなりいいところもあったわけでございますけれども、今後ともいろいろな形の中で誘致に向けて努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 2 番 戸矢隆光議員。

〔2 番 戸矢隆光君発言〕

○2 番（戸矢隆光君） それでは、次に、災害時の応援協定ということで、そちらに移らせていただきたいと思っております。

先ほどの町長の答弁では、各種機関と協定を結んでいると。また、埼玉県内の市町村とも結んでいるんだよというような話をお伺いをいたしました。いろいろな広報等を通じて、いろいろな団体と町のほうが協定を結んでいるのはわかります。

ただ、私が今回言っているのは、この間ひたちなか市に行ったときに、同じ県ではなくて、同じ千葉県だとか、たしか神奈川県だったか静岡県だったか、そういう散らばっておるところの市町村とやりとりをしているというようなことを伺って、また、それについても情報交換を年に、回数は正確には言えませんでしたけれども、そういう防災担当が1泊2日ぐらいでいろいろな情報交換もやっているんだよというようなこともお話をしていました。いざというときにはそういうようなことがあるので、ちょっと離れたところの自治体であるので、来るのにも応援が来やすいのかなというような感じがします。

できるだけ早くそのことについても検討に入ってもいいのではないかなと思っておりますけれども、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げたんですけれども、埼玉県内の各市町村とはそういう提携を結んでおるわけでございますけれども、県外との協定は結んでおらない状況にあるわけでございます。

一時、四、五年前ですか、私が水道の全国大会というところへ行つたときに、九十九里浜の町長がどうでしょうというお話もいただいた経緯もあるわけでございますけれども、なかなかうまくいかないということではなかったわけですが、締結までは至らない状況にあったわけでございます。

いずれにしても、災害はその地域が災害を受けるわけでございますから、遠くの県外からの締結が非常に意味があるのではないかなと、そういうふうにも思っておるところでございます。

災害だけではなくて、先ほど戸矢議員のほうからもおっしゃられておりましたように、スポーツ交流だとか町民交流だとか、いろいろな面でメリットもあるのではないかなと、このように考えておるわけでございますけれども、今後も町のホームページや各種メディアを活用して、行政視察や各種交流などを含めながら今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） それでは、3番目の上里スマートインターチェンジ周辺整備事業について、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、道路の関係でございます。道路の関係でございますけれども、これについて、リバーサイドロードについてはスマートインターの一環としてこれから整備をしていくというような関係かなと思うんですけれども、道路について交付金でやるような話をお伺いしているところでございますけれども、昔は上里町の中でも約4キロ近くの道路、南北間の道路として農免道路、三町から勅使河原の高崎線まで南北約4キロの道路、補助事業でやった経緯もござい

ます。すぐできないのであれば、交付金がいいのか補助金でやるのがいいのか、そういうような検討をしてみるのも一つの方法ではないかなと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 農免道路については、農林省関係の当時補助金がたくさんあったわけございまして、そういうものを活用して農免道路はやった経緯もあるわけでございます。

ただ、今回の件につきましてはほかの補助事業を見つけてやっていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） それと、標識についてでございます。標識については大変町のほうでもいろいろな箇所で路面の表示や、また標識を警察と協議をしながら大変つけていただいております。

是非これについては大きな、また夜でも光るようなもの、いろいろな警察の規制もあると思えますけれども、それらについても積極的に、町の金を出すときには出してやっていただければありがたいなと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） その大きな標識は、この間事故があった次ぐ日にすぐ本庄警察に行きまして、強く要望をしてきたところでございます。警察でも積極的に検討をさせていただいておるようでございますけれども、年度内には何とかかなるかなと、そんなような感じを受けたわけでございますけれども、これは大型の「止まれ」の標識をつけていただけるというようなお話でございます。これも、JAひびきののところから北へ入ったところと勝場藤木戸線のところ、2個要望させていただいております。

信号機も要望させていただいておりますけれども、信号機につきましては、先ほどと同じような答弁になってしまうんですけれども、やはり人口密度とか交通量、そういうものも勘案されるわけございまして、なかなか設置には至らないようございまして、その辺についても是非何とか設置に向けて努力をしていただきたいということで、信号機についてもお願いをしておるところでございます。

道路標識の大型の「止まれ」につきましては、近々のうちに何とかなるであろうと、そのような感じ方をしておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） それでは、下り線の工業団地の進捗状況ということでお聞きをしたいと思います。

先ほど町長の話の中で、大和ハウス工業が物流施設をつくるというような話があったかなと思います。これについて、創業の時期だとか、また地元の雇用とか、それについてもわかる範囲で結構でございますので、お話しいただければと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 大和ハウス工業の物流センターは、もう12月に地鎮祭をやることに決定をしておるわけでございます。そこで、できる限り地元の雇用だとかが生まれればいいなというふうに思っておるところでございます。

また、まだ大和ハウスで売った中の残りのところもあるわけでございますが、業種は限られておりませんが、一定の要件を満たした場合は企業誘致の補助金等も出していきたいなと、そんなふうにも考えておるわけでございますけれども、できるだけ地元の雇用が生まれるような企業を誘致してくださいということで、大和ハウスともいろいろ話をしておるわけでございます。今、大和ハウスと町のほうでもいろいろ企業を詮索しておるところでございます。

れども、なかなか企業の進出が決まっていないのが実情でございますけれども、大和ハウスの物流の施設につきましては地鎮祭が行われる、そういう段階に来ておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（納谷克俊君） 2番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時37分休憩

---

午前9時55分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 皆様、おはようございます。

議席番号1番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

質問内容は、1、若者層の自殺対策強化について、2、がん検診の充実について、3、災害廃棄物処理計画策定の推進について、以上、通告順に従いましてお伺いしてまいりますので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

それでは、初めに、1、若者層の自殺対策強化について。

①SNS利用による危険度アップに注意する呼びかけについてお伺いいたします。

平成22年以降、我が国の自殺者総数は減少傾向にあるものの、依然として年間2万5,000人以上の人がみずから命を絶っている現状にあります。その中でも若年層の自殺者数の減少幅は他の年齢層に比べて小さく、若年層に対してはこれまで以上に自殺対策の強化を図っていくことが求められています。

このようなときに、10月31日に発覚した神奈川県座間市の座間9遺体事件です。逮捕された27歳の男の卑劣きわまりない犯行に前代未聞の怒りを感じ、絶対に許すことのできない世の中を欺く犯行だと思っております。

ここにきて事件の概要が明らかになってきましたが、その犯行の手口は、今年3月ごろから

ツイッター、SNSを利用して自殺願望を持つ女性たちと交流し始め、この時期から男はインターネットで自殺に関する知識を得ており、知識が増えるとともに自身の自殺に関する話に興味を持つ相手が増えたことを供述しています。

この事件がとても身近であると思うのは、被害者が埼玉県で3名、群馬県で1名と、私たちのすぐ近くに住む方が巻き込まれてしまったという点であります。これほど簡単に犯人の男と接触してしまうものなのか、これがちょっと待てよと考え直すことはできなかったのか、いろいろ悩ましく思うところであります。

そこで、SNS利用についてですが、SNSというのは情報を得るためには大変便利なものです。情報発信も手早く行うことができます。しかし、危険なサイトなどもあることから、みずからが注意を促すことができるよう、知識も豊富でないと間違ってしまうことになります。

この事件を通して、二度とあってはならないと思うので、タイムリーにSNS利用による危険度アップに注意する呼びかけを利用するみんなで共有してまいりたいと考えますが、町長、教育長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、②自殺防止の強化策の具体的推進についてお伺いします。

年間2万5,000人以上の自殺者の原因は、20歳未満が学校問題であり、20歳代と30歳代は健康問題が最も多く挙げられています。そして、20代は勤務問題、30代は経済、生活問題がそれに次ぐ多さとなっています。また、平成24年1月に内閣府が実施した意識調査によると、自殺したいと思ったことがあると答えた人の割合、20代が最も高くなっています。

若者層向け自殺対策や経済情勢の変化に対応した自殺対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における自殺対策力のさらなる強化を図るとしてしています。

そこで、内閣府では若者層向け自殺対策として、若者層に対する訪問相談事業、若者層向け相談窓口、これは電話、メール、SNSを活用するものを含む、の設置を行っております。若者層の自殺対策にかかわる人材を養成するための事業等々、経済情勢の変化に対応した自殺対策では、精神的ケアとの連携した経済、生活問題等に関する相談会の実施、経済、生活問題に関する相談窓口の設置など具体例が上がっています。

悩める若者層の皆さんが追い込まれてしまう前に、何としても社会のセーフティーネット機能を強化して、本来この国の経済成長の力となる若い方たちを外れた道を軌道修正させてあげる対策が必要であると考えますが、町長、教育長はどのようにお考えをお持ちでしょうか。具体的対策があればお示し願いたいと思います。

次に、2、がん検診の充実について。

①受診率向上の施策についてお伺いします。

がん検診については、会社等の健診でメタボ健診などと一緒に行われる場合ほか、本町においても行っている、特に胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5種類のがん検診については、がん検診の専門家やがん医療の専門家などから構成されるがん検診に関する検討会において、きちんとした科学的データをもとに、がん検診の効果、対象者の範囲、検査方法等の検討が行われて、その結果を踏まえて実施されるものであります。

上里町の平成28年度のがん検診は、対象者は9,251人で、胃がん検診、集団、40歳以上、受診率7.5%、大腸がん検診、あわせて40歳以上、受診率13.6%、肺がん検診、胸部X線は受診率22%、乳がん検診、対象者5,505人、受診率38.9%、子宮頸がん検診、対象者6,625人、あわせて受診率36%という結果で、国のがん対策基本計画ではがん検診受診率50%を目標としているところです。この現状からすると、政府目標とはほど遠く、受診率が伸び悩んでいる状態と言えます。そこで、がん検診を受けない理由を取り除き、受診率を向上させるための方策を用いていかなければならないと考えます。

日本経済新聞の電子版で見たがん検診に関する読者アンケートでは、「がん検診を受ける前に、最も改善してほしい点は何ですか」という問いに、「複数部位の検診が一度にできるようにしてほしい」、「費用負担を軽くしてほしい」、「検診場所の利便性を高めてほしい」、「検診の有効性を明確にしてほしい」等の意見が寄せられていました。

そこで、上里町ではこのようなアンケートをとっていますか、伺います。このように受診者の皆様のニーズに沿った形での方策であれば受診率向上につながると考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、②一度も検診したことがない方への対応について伺います。

内閣府が平成26年11月に行った調査によると、がん検診を受けない理由に関して、「受ける時間がない」が30.6%、最も多く、続いて「健康状態に自信があり、必要性を感じない」29.2%、「心配なときはいつでも医療機関を受診できる」23.7%、「費用がかかり、経済的にも負担になる」15.9%の順でした。

この中の特に気になるのは、「健康状態に自信があり、必要性を感じない」と答えた方の中に、がん検診を一度も受診したことがない方が多いのではないかと推測できます。なぜならば、必要性を感じないということなので、個人でも受ける気がないということです。この方々にターゲットを絞って勧奨を行うことも一つの方策ではないかと思うのです。

私事で大変恐縮ではありますが、昨年と今年と、全くもってそれまで元気に仕事をしていた友人2人が肺がんのため他界してしまいました。2人ともよく似たケースで、病気など一つもしたことがない方で、突然の検査入院となり、その後、家族が知らされたのはステージ4で手術困難ということでした。

このように、健康状態に自信があり、必要性を感じないといった方こそ、一度は検診ができるよう町の行政の努力をお願いしたいと思うのであります。

米国疾病管理センターによると、個別受診勧奨、再勧奨、コール・リコール、各がん検診において効果が確認されています。受診率向上に用いられた方策として、手紙による受診勧奨、再勧奨、コール・リコールを行ったところ、全てのがん検診で受診率の増加が見られたということでした。

このように、一度も受診をしたことがない方の対応については、この方々は納得したら受診されるのではないかと私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

次に、3、災害廃棄物処理計画策定の推進について。

①災害廃棄物処理計画作成の取り組みについて伺います。

東日本大震災や広島土砂災害、関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しています。しかしながら、全国の自治体では災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状態です。

平成27年9月、鬼怒川の堤防決壊による市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への不法投棄で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れき、災害廃棄物の対応に追われて、復旧作業に支障を来した。国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。都道府県において約2割、市区町村において約3割しか策定済みになっておりません。茨城県と常総市では災害時計画が未定となっていたため、大変処理に手をこまねいてしまったようです。

市区町村に計画作成の義務はないものの、災害の際に混乱が生じるため、平成27年5月から環境省では、大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会を定期的を開催し、連絡協議会などを通じて各自治体に処理計画策定の推進を促しています。

東日本大震災の教訓を踏まえ、切れ目なく災害対策を実施、強化するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、平成27年9月に国、自治体、事業者の連携により、災害対策力向上につながることを目的とする災害廃棄物処理支援ネットワーク、D. W a s t e - N e t が発足されました。これは自治体の処理計画策定を支援する役割があるとされています。

このようなことから、上里町としては災害廃棄物処理計画作成の取り組みについて進めていくことができるのでしょうか。町長にお伺いいたしまして、1回目の質問を終了いたします。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 飯塚賢治議員の1番の、若者層の自殺対策強化についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、SNS利用による危険度アップに注意する呼びかけについてでございます。

日本の自殺者数は平成15年をピークに減ってきておりますが、若者層だけは高どまりをし、15歳から34歳の自殺率は事故による死亡の2.5倍を超え、先進国で自殺が事故死を上回るのは日本だけということでございます。

自殺に係るニュースは絶えません、議員のお話にもございましたとおり、今年10月31日に神奈川県座間市で発覚した9人の切断遺体が見つかった事件は連日報道されております。会員制交流サイト、いわゆるSNSを利用し、若者たちの孤独や自殺願望につけ込み、自宅に誘い込んで犯行を繰り返したという、犯罪史に残る極めて残忍で凶暴な事件であります。

総務省によると、平成27年時点で、10代のスマートフォン利用率は82%、さらにSNS利用率は81%に上っております。今回の神奈川県座間市の事件を踏まえ、国でもSNSの規制を含む再発防止策を検討しておりますが、SNSは若者への自殺対策としての有効活用事例もあり、一律に規制することは難しいようでございます。

また、今年7月には、自殺総合対策大綱の重点施策として、SNSを使った情報発信の強化が盛り込まれ、厚生労働省はネットやSNSを通じた相談体制の構築や支援策の周知に取り組んでおるところでございます。

SNSは、顔や名前も知らない他者と簡単に交流できるという匿名性から、リスクが潜み、犯罪に巻き込まれた子どもたちも後を絶ちません。一方で、時間や場所を選ばず人と人とを結ぶ便利な情報交換の手段であることから、自殺などの悩みを打ち明け、助けを求める場としても有効活用されておるところでございます。いのちの電話などの相談事業所がありますが、若者からの電話相談は減っており、ネット相談が増えているようでございます。また、ネット上で「死にたい」などの言葉を検索すると、自動で無料相談サイトに誘導する取り組みを行っているNPO法人などもあるとのことでございます。

SNSの利用につきましては、国などの対策動向を注視するとともに、県や警察、学校等の関係機関とも緊密に連携し、SNSに潜む危険性とあわせて有効利用して相談につなげるよう、若者を中心に広く周知してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、学校関係につきましては教育長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

次に、2番の自殺防止の強化策の具体的推進についてでございます。

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺対策は大きく前進し、減少傾向ではありますが、昨年度も1日に平均約60人が自殺で亡くなっております。また、10代後半から30代の死因の第1位が自殺であり、児童・生徒を含む若年世代の自殺も深刻な状況になっておるとこ

ろでございます。

平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策は生きることの包括的な支援であることが明記されました。さらに、今年7月には自殺総合対策大綱が、法改正の趣旨や施策、自殺をめぐる現状を踏まえて、抜本的に見直されたところでございます。これらの改正、見直しにより、自殺対策に係るさらなる取り組みが求められる施策が示されたところでございます。

町の自殺対策につきましては、平成25年度から埼玉県自殺対策強化事業補助金を受けて、ゲートキーパー養成講座や自殺予防の普及啓発事業などを行っております。ゲートキーパー養成講座は、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなげ、見守ることができる人を養成するもので、民生委員・児童委員や役場職員及び教職員、保護司や更生保護女性会の方などを対象に実施してまいりました。

自殺予防の普及啓発事業では、パソコンやスマートフォンなどで簡単にストレスや落ち込み度をチェックすることができるシステム「こころの体温計」を町のホームページにリンクし、導入しております。このシステムは、自分自身だけでなく、家族などの大切な方を診断するモードもあり、幾つかの設問に答えることで、現在の健康状態やさまざまなストレス状態の結果とともに、アドバイスや各種相談窓口などを案内をしておるところでございます。

若者層が自殺にまで追い込まれる前の対策としては、やはり誰かに悩みを相談したり、また周囲の人たちが悩みに気づくことが重要であると考えております。町といたしましては、こころの健康相談や埼玉いのちの電話などの適切な相談窓口の周知を継続するとともに、若者層を中心に「こころの体温計」のさらなる啓発を強化いたしたいと思っております。

また、学校を初めとする関係機関や各種団体、地域住民とも協力、連携しながら、ゲートキーパーなどの自殺対策に係る人材の育成を幅広く推進し、気づきと見守りにより、生きやすい社会の実現を目指してまいりたいと思っております。

自殺は多様で複合的な原因、背景を持つことから、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係部署や機関と横断的に連携する中で、自殺対策を実効性のある生きる支援として取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番のがん検診の充実についてでございます。

①受診率向上の施策についてと、②一度も受診したことがない方への対応については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

がんは日本人の死因の第1位で、生涯に2人に1人ががんにかかる可能性があり、国民にとって重大な問題であります。一方、御承知のとおり、早期発見、早期治療によって死亡者を減少させることができるものであります。しかしながら、先ほど議員のお話にもありましたが、

がんには早期には自覚症状がないものが多いため、やはり検診を受けていただくことが有効な手段であると考えております。

こうした中、町ではがん検診等の各種検診の取り組みを総合振興計画、健康づくり推進総合計画などに目標値を掲げ、生涯を通じた健康づくりを推進しているところでございます。これまでいきいきスタンプラリーなどさまざまな受診勧奨の取り組みを行ってまいりましたが、ここ数年における受診率は、人間ドックや職場の検診など別の受診環境が選べることや、各人の健康意識の違いなどの特性から、なかなか伸び悩んでいる状況にあるわけでございます。

議員の御質問にありますアンケート実施の件でございますが、平成27年1月に、健康づくり推進総合計画を策定するに当たっては、健康づくりと食育のアンケートを実施したところでございます。この中で、健康診査・がん検診を受診しない理由を伺ったところ、「面倒だから」、「健康に不安がないから」、「費用がかかるから」といった回答が上位に上がっておりました。

アンケート結果を受けて、ニーズや課題を整理し、年度ごとに受診勧奨の方法等にめり張りをつけた実施や、一度も受診をしたことがない方への対応についての取り組みを進めているところでございます。

平成29年度においては、受診率向上の施策として、60歳から64歳までの5がん検診の申し込みのない方を対象に、5月に個別の受診勧奨を行い、10月には大腸がん検診について個別の受診再勧奨を実施いたしました。

また、受診のしやすさを考慮し、子宮頸がん個別検診や胃がんリスク検診は、受診券を通知文と一緒に送付する方法や、国立がん研究センターが開発した受診勧奨用のチラシやはがきを活用するなど、皆様にわかりやすくお伝えできるよう工夫をしておるところでございます。

平成30年度につきましては、50歳、60歳になられる方への個別の受診勧奨、再勧奨を新たに行っていく予定でございます。

なお、これまでと同様に、30歳の女性への子宮頸がん検診、40歳の方へのがん検診を含む健康増進事業及び胃がんリスク検診の対象となる方への受診勧奨は引き続き行う計画であります。また、費用面においても、受診率向上の一つの施策として、また、がんの早期発見による医療費抑制のため、調査研究を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3、災害廃棄物処理計画策定の推進についての①災害廃棄物処理計画作成の取り組みについてでございます。

議員お話しのとおり、平成27年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正により、都道府県につきましては非常災害時の廃棄物の処理方法を定めることとなりました。

市町村に関してはこのような項目を定める義務はありませんが、当町では、平成26年2月の大雪により被災した農業用施設の廃材を処理した経験を踏まえ、非常災害時への備えが必要で

あると考えております。災害廃棄物処理計画を策定するに当たり、地震や風水害などの災害の種類、災害の規模、被災区域、災害廃棄物の発生量の推計等を想定することが重要となってくるわけでございます。

現在、上里町地域防災計画の改訂作業を行っておりますが、地域防災計画との整合性を図る必要がございます。今年度完成予定の地域防災計画の改訂が完了した後に、対象となる災害を明確化し、平成29年3月に埼玉県が策定した災害廃棄物処理指針を参考に、災害廃棄物の発生量の推計を行い、災害廃棄物処理計画を策定していくことが望ましいと考えております。

今後、策定した市町の状況等を参考にしながら、調査研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 飯塚賢治議員の私に対する質問にお答え申し上げます。

1、若者層の自殺対策強化について。

①SNS利用による危険度アップに注意する呼びかけについての御質問にお答え申し上げます。

各小・中学校では、毎年埼玉県ネットアドバイザーなどの講師を招いて、インターネットや携帯電話等SNSの利用に当たっての注意について、子どもたちや保護者向けの啓発講演会を実施しているところでございます。インターネット上で発生するトラブルを想定して、事例を用いながら、インターネットの特徴、トラブルの際の影響範囲や注意点等について学んでいただいているところでございます。

道徳の時間におきましては、小学校では情報社会での危険な面を理解し身を守ること、中学校では情報に関する危険を予測し、被害を予防することに関して指導しておるところでございます。また、ネットトラブルの未然防止のため、県より毎月「ネットトラブル注意報」が配信されておりますので、これらを各学校に配布し、それらを用いて子どもたちへの指導、保護者への啓発、教員研修等に活用するよう指導しておるところでございます。

現在、知識、情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、インターネットや携帯電話等の情報化が人間の予想を超えて進展しておるのは御案内のとおりでございます。その変化に対応するためにも、学校だけではなく、保護者や地域と一体となった取り組みが必要であると考えております。

議員御質問のように、SNS利用による危険度アップについて、若者への注意呼びかけは、

機器の普及状況から見て効果があると考えておりますが、学校教育の一環の中で行っていくことはなかなか難しさがあると考えておるところでございます。

教育委員会といたしましては、ネットトラブルから子どもたちを守るために、PTA連合会、教育委員会、校長会連名で作成いたしました、各家庭に配布したスマホなどの使い方についてのリーフレット「こむぎっちから3つのお願い」をさらに普及させ、保護者や地域と連携を図っていきたくと考えております。

次に、自殺防止強化策の具体的推進についてでございます。

平成27年度版の自殺対策白書によると、18歳以下の自殺者において、過去40年間の日別自殺者数を見ると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク明け直後に自殺者が増える傾向にあることがわかります。

その現状を踏まえ、定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、悩みを抱える子どもたちの早期発見に努めること、長期休業中においても、心配な子どもたちについて継続的に様子を確認すること、特に長期休業の終了前においては、心身の状況の変化の有無について注意するよう、校長会を通じて各学校へ指示を出しているところでございます。

また、子どもの自殺予防には、危機に直面した際の援助希求能力、友人の危機に遭遇した際に一人で抱えず、信頼できる大人につなぐことのできる力を育成することが大切であると考えております。そのためには、まず学校生活全般の中で、教員と児童・生徒、児童・生徒相互の信頼関係を構築することが重要であります。

また、その力を育てるため、日々の授業の中で子どもたちがみずから考え、話し合い、学び合う姿勢を見つけられるよう、各小・中学校では日々の実践に加え、定期的に授業研究会を実施し、継続的な授業改善を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 1回目の質問に対する御答弁いただきました。再質問を何点かさせていただきます。

座間市の事件で、犯人の男の供述で、自殺の話で会うことになった人たちだったわけですが、本当に自殺をしようという人は一人もいなかったと言っていました。自殺願望にも強弱があると思います。

子どもたちが自殺に追い詰められる前に自殺の危険度に気づくようにしたいものですが、そうしたスキルを身につけるため、全小・中学校の教員の皆様にはゲートキーパー研修があるようですが、上里町ではどれくらいの先生方が受講していて、どのような取り組みがなされてい

るのか、教育長にお尋ねします。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 飯塚賢治議員の再質問にお答えさせていただきます。

教員のゲートキーパー研修への参加についてでございますけれども、平成26年度に町民福祉課が実施したゲートキーパー研修に、各小・中学校から1名の計7名が参加させていただいております。研修の内容につきましては、臨床心理士を講師として招き、自殺の危険度を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるよう、事例をもとに講演をいただいたようでございます。各小・中学校からは管理職や生徒指導主任が参加し、講習終了後、各学校で悩みを抱える子どもたちの早期発見に生かせるよう、生活指導等に生かしておるところでございます。

また、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、子どもたちには危険に直面した際の援助希求能力、あるいは、いわゆる助けを求める能力ですね、悩んでいるから助けてくださいという意思表示をする、そういう能力、あるいは、周りの友達が何となく悩んでいたら、それを周りの大人、信頼される大人につなげる、そういう仲介できる子どもたちを育てていくという今指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） ゲートキーパーのことでもう一つ。埼玉県的には、全小・中学校の教師は全員がゲートキーパー講習を受けるというようなところもあるようですが、上里町ではそのゲートキーパーの講習は全員の教師の皆様は受けるのでしょうか。お聞きします。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げましたように、平成26年度町民福祉課が実施したゲートキーパー講習に各学校から参加させたわけですが、今もこの座間の事件等を考えていきますと、また小・中学生、悩み、いじめ等の悩みから、あちこちで自殺をしている子どもたちが聞かれております。そういうことを考えますと、やはり教員がゲートキーパー講習を受講して、一人一人がそれぞれの教員のキャリアとして身につけることは大変重要であるというふうに考えておりますので、今後、各学校での研修等について、どのような方法でできるかというのは、町民福祉課のほうと相談しながら考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 上里町の自殺者数というところで、今まで何年か前からお聞きしたところ、昨年は2名という形で、前年比ぐっと減少したようなんですね。前年が9名とかと言っていましたから、もう相当減った要因があるわけですが、これは何か要因があるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 厚生労働省が公表している地域における自殺の基礎資料によると、過去5年間の上里町の自殺者数は、平成24年度から平成27年度までは7人から10人で推移をしておりましたが、昨年度は議員がおっしゃられるように2名であったわけでございます。

議員のお話にもありまして、自殺は健康問題や生活問題、学校問題など多様かつ複合的な原因及び背景を有し、さまざまな要因が連鎖する中で起きておりますので、大幅に減少した要因は明確にはわからないわけでございます。

引き続き一人でも自殺者が減るよう、町といたしましても県や国等の動向を注視した中で、さまざまな関係機関や団体、地域の皆さんとも連携しながら、社会全体として自殺対策に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

○1番（飯塚賢治君） 次に、がん対策の充実についてですが、昨年6月の新聞報道で、マンモグラフィーでは乳腺組織が白く映し出され、がんのしこりも同じく白く映るため、乳腺の密度が濃い高濃度乳腺の方はしこりが隠れて判別できなくなる。こうした乳房では超音波検査を行うと異常を判別しやすいという記事がありました。これは早期がん発見率が1.5倍につながるということですが、上里町のこのことについて対応についてお伺いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 議員御指摘の高濃度乳腺の方につきましては、マンモグラフィー検査ではしこりが発見しにくく、超音波検査が有効ということは言われておるところでございます。しかしながら、国の検査、がん検査の指針におきましては、現時点では推奨されておらないため、町では国の指針に沿った検診を実施をしているところでございます。

また、超音波検査につきましては、医療機関の個別検診の実施が前提となり、医師会などとの調整が必要になりますが、検査ができる医療機関の確保など、実施するためにはこういった課題についても検討する必要があると、このように考えておるわけでございますけれども、ひとつ御理解を賜りたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

○1 番（飯塚賢治君） 町ではこのほかに任意事業として、いうなれば法律に基づかない上里町独自のがん検診というふうに申し上げますか、これは私もととてもすばらしい事業だと感銘いたすところでありますけれども、前立腺がん検査とか胃がんリスク検査、ピロリ菌だとかペプシノーゲンの検査というようなものも行われているようでございます。

ただし、受診率がやはりとても低いです。胃がん検診などとどちらかを検診するというお考えの方が多いと聞いていますけれども、そのがん検診に対して受診行動に影響を与える要因の一つとして、とにかくそのきっかけというものが提供されるということが大事だというふうに考えられます。

そのきっかけ、私行ってみようというきっかけをなし得る、要するに手だてというものを町が何かアクションをしないといけないというふうに考えていますので、そのことをお伺いいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） このきっかけづくりにつきましては、がん検診の受診行動が影響するきっかけの提供につきましては、先ほどもお答えをいたしました、国立がん研究センターが開発した受診勧奨用のチラシやはがきを活用して、個別の勧奨、再勧奨を行っており、今後も継続していきたいと、このように考えておるところでございます。

また、町ではいきいきスタンプラリーも実施し、検診等のきっかけづくりの一つとして、今後も新たなインセンティブの取り組みとして、健康マイレージ事業の導入に向けて研究をしているところでございます。

なお、費用面においても、受診率向上の一つの施策として、また、がんの早期発見による医療費の抑制のため調査研究をしてみたいと、このように思っておるところでございます。費用がかかるということも一つの検診に行かない理由にあるようでございますので、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

○1 番（飯塚賢治君） よく理解できました。受診率が来年度は向上することを期待いたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長（納谷克俊君） 1 番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時58分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。

議席番号10番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きな項目で5項目ございます。(1)として、高速道路の途中下車の可能について、(2)空き家取得や多世代同居について、(3)地震や河川の氾濫などの大規模災害の対応について、(4)コンパクトシティ計画について、(5)国民健康保険の制度改革についてであります。

それでは、項目順に従い、(1)番から質問させていただきます。

(1)高速道路の途中下車の可能について。

①高速道路をおりて一般道路の道の駅等で休憩した後、高速道路に乗り直しても、おりなかった場合と同じ料金を適用する取り組みを拡大することについて。

国土交通省は9月26日、高速道路をおりて一般道の道の駅で休憩した後、高速道路に乗り直しても、おりなかった場合と同じ料金を適用する取り組みを拡大すると発表しました。試行する場所として全国17カ所の道の駅を追加、年度内に順次開始するとのことであります。

対象となるのは次世代型自動料金收受システム、ETC2.0の搭載車であります。最寄りのインターチェンジを乗りおりし、1時間以内に返るのが条件とのこと。既に玉村宿（群馬県玉村町）、もっくる新城（愛知県新城市）、ソレーネ周南（山口県周南市）の3カ所で試行しています。

追加された道の駅は17カ所に上ります。おりつめ（岩手県九戸村）、村田（宮城県村田町）、猪苗代（福島県猪苗代町）、ごか（茨城県五霞町）、保田小学校（千葉県鋸南町）、しらね（山梨県南アルプス市）、親不知ピアパーク（新潟県糸魚川市）ほか10カ所です。

関越自動車道の上里スマートインターチェンジの近くでは、既に高崎玉村スマートインターチェンジをおりたところの道の駅、玉村宿が試行されております。上里スマートインターチェンジをおりた近くの産業団地に進出した中央軒煎餅、シェリエ、JA農産物直売所等はどこらかといえ、地元の消費者に販売することはもちろんですが、関越自動車道の利用者への販売

も視野に入れて創業されたものであります。

上里スマートインターチェンジでも地域産業の振興、経済の発展、地域の活性化のために、高速道路をおりて一般道路の道の駅に準ずる施設での休憩後、高速道路に乗り直しても、おりなかった場合と同じ料金を適用する仕組みを拡大することについて、国土交通省に強く要望していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお伺いいたします。

(2) 空き家取得や多世代同居について。

① 空き家解消や多世代同居推進のための補助金を創設することについて。

埼玉県坂戸市は2017年度、空き家解消や多世代同居推進のための補助金を創設するとのことであります。空き家を取得し、改修する場合と、高齢者になった親と子の世帯が同居をするために住宅を改修する場合に、それぞれ最大50万円を交付するとのこと。支援制度を充実させ、高齢化に伴う空き家や高齢者の単身世帯の増加に対応する狙いがあるようです。

空き家バンクに登録された空き家を取得した所有者などは、住宅を改修する際に最大40万円を補助するほか、家財を処分する費用として10万円を交付する。多世代同居の補助では、親と子の世帯が同居する際に必要になる改修費を最大40万円補助。子の世帯などが市外から転入する場合には10万円を加算する。市は7月をめどに制度を始めたとのこと。空き家対策と多世代同居の補助それぞれ10件程度の利用を見込む。2017年度予算案に関連費用として約1,000万円を盛り込んだ。

上里町でも少子高齢化で少しずつ人口減が続いており、また、近年空き家も増加傾向にあり、空き家解消と多世代同居等の推進が必要であります。坂戸市のような高額な補助金は無理にしても、空き家を取得し、高齢になった親と子の世代が同居するための住宅を改修する場合、最大30万円前後交付したり、空き家を取得し、家財を処分する費用として最低5万円ぐらいを補助金として交付していただきたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

(3) 地震や河川の氾濫などの大規模災害の対応について。

① 航空測量大手の会社と災害発生時の航空写真提供協定について。

埼玉県和光市は10月18日、航空測量大手パスコと災害発生時の協力に関する協定を結びました。同社が災害現場の上空から撮影した航空写真を市に無償で提供するのが柱。車での通行が困難な被災地での状況を迅速に把握できるように、二次災害の予防や救急救命活動、復旧活動に役立てる。協定は和光市全域を対象とする。大規模地震や洪水などの広域災害が発生した場合に、パスコは航空写真や地図データを提供する。データには家屋の倒壊や断水などの被災状況に関する情報を随時反映させ、市の対策本部の対応に生かす。パスコは社会貢献の一環として、東日本大震災などの過去の災害や国や自治体など航空写真や地図データなどの情報を提供してきた実績がある。同市によると、災害時の備えとして同社と協定を結んだ市町村は埼玉県

内では初めてで、全国でも3例目という。

上里町でも、地震や河川の氾濫などの大規模災害が起こった場合、二次災害の予防や救急救命活動、復旧作業等が特に重要であり、和光市のように航空写真提供協定を締結してはどうかと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

②地震や河川の氾濫などの大規模災害が起きた際、町内の大型商業施設と、車中泊対策として駐車場を避難者の収容施設として使う協定を締結することについて。

上里町では、地震や河川の氾濫などの大規模災害が起きた場合、大型商業施設のイオン、トライアル、ベイシア、いせやホームセンター、ユニクス等の駐車場を災害時に避難所の収容施設や車中泊対策として使う協定を締結していただきたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

また、避難者は避難開始から最大7日間ぐらい駐車場に滞在でき、車を駐車した上で避難所で寝泊まりすることもでき、施設側は飲料水や支援物資の提供できるような内容のある協定を締結していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(4)コンパクトシティ計画について。

①人口減をにらみ、コンパクトな街づくりを目指すことについて。

全国の自治体で住宅や商業福祉施設などを一定の地域に誘導する立地適正化計画の作成が広がっている。地方の人口減少が加速する中で、郊外での無秩序な開発に歯どめをかけ、コンパクトな都市構造に転換することが求められているためであります。

市町村がつくる同計画では、住宅を集める居住誘導区域と、店舗や病院、学校などの立地を促す都市機能誘導区域を設ける。市街化区域よりも狭い範囲にそれぞれ設定することになっており、時間をかけて町を縮め、人口密度を維持する狙いがある。

上里町では人口減少が加速する中で、郊外での無秩序な開発の歯どめをかけ、どのようなコンパクトな都市構造に転換することを考えているのか、関根町長の見解をお伺いいたします。

立地適正化計画では、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設けるとしているが、市街化区域よりも狭い範囲にそれぞれ設定することになっているとのことであるが、上里町のように大型商業施設があちこち離れたところにあり、また、その施設の周りに後から住宅、共同住宅等が建ち、町が幾つも分散してしまっております。

このようにばらばらになっている町を、今後どのように居住誘導区域や都市機能誘導区域に指定し、時間をかけて町を縮め、人口密度を維持していくのか、その方策をどのように考えているのか、関根町長にお伺いいたします。

団塊世代が全て75歳になる2025年ごろには、車を運転できない高齢者が急増する。現在のよう通勤から病院、買い物まで車に依存せざるを得ない都市構造では暮らしづらくなる。そう

なる前に、さまざまな機能を一定の区域に集約しようというのが立地適正化計画である。

特に重要なのが宅地の立地であります。駅やバス停に近い地域に誘導し、公共施設や徒歩で移動できる町に徐々に変えていく必要が大切であり、日常生活で歩く時間が増えれば健康面にもいいし、サービスつき高齢者向け住宅等の郊外立地も押さえてほしいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

老朽化した公共施設についても、町なかでの集約を積極的に進めるべきであり、コンパクトな町になれば訪問介護の事業者などの生産性も高まると思いますが、公共施設の町なかでの集約に対する関根町長の見解をお伺いいたします。

(5) 国民健康保険の制度改革について。

①国民健康保険の運営主体が長年市町村であったが、2018年4月から都道府県に移る制度改革について。

自営業など国民の3割が加入する国民健康保険（国保）の大きな制度変更が迫っています。長年市町村だった運営主体が2018年4月から都道府県に移る制度開始以来の大改革であります。高齢者の増加で保険財政が悪化し、広域化で制度を維持する狙いがあるが、ただ、市町村ごとに違う保険料の統一は一部にとどまる見通しで、財政補填をやめることはできるかなど課題は山積みであります。

サラリーマンや公務員以外の人が入る国保は深刻な問題を抱えている。制度を支えた農林水産業や自営業者が減少する一方、医療費のかかる高齢者が中心となったため、市町村の赤字額の合計は、2015年度に2,822億円に達する。そこで、国保の運営主体を都道府県に移すことにした。

現行では、人口の少ない町村で高額な医療費が増えたりすると、財政基盤そのものが弱いため収支が行き詰まる。担い手を増やして財政基盤を強化する狙いだが、自治体を悩ませているのが保険料の統一問題である。

日本経済新聞が47都道府県を対象に、7月時点の国保の運営方針を聞いたアンケートでは、「保険料統一を具体的に検討している」と答えたのは宮城、大阪、広島などの9府県であった。一方、「未定」は北海道など7道県で、他の31都府県は、「現段階で具体的に検討していない」と回答した。統一に慎重な県からは、「保険料を統一すれば、医療費の高い市町の負担を低い市町が担うことになり、公平にならない（香川県）」などといった懸念も聞かれる。国は保険料統一について、都道府県が地域の実情に応じて選択できるようにしている。統一を検討している県でも、「市町村ごとに異なる保険料設定の考え方や事務の共通化など整理が必要（富山県）」など悩みは尽きない。

いずれにせよ、最も大きな問題は医療費や保険料の市町村格差です。私は都道府県の保険料

統一は慎重に考えるべきと思います。医療費を抑制した地域に住む人の保険料が統一して上がる可能性もあり、努力した者が不利益をこうむれば、保険の公平さが保たれるのかどうかという議論もある。それでも保険料を統一するのであれば、（都道府県内の複数の市町村を束ね）必要な病床数など医業政策を共有する医業圏ごとに進める発想があってもよいのではないかと思います。上里町では、国保の運営主体が2018年4月から都道府県に移り、保険料を統一することが全国で議論される中で、町は保険料の統一をどのような考え方をし、どのような対応を県に対して行おうとしているのか、関根町長にそのお考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 新井實議員の御質問に対して、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、1番の高速道路の途中下車の可能について。

高速道路をおりて一般道の道の駅等で休息した後、高速道路に乗り直しても、おりなかった場合と同じ料金を適用する取り組みを拡大することについての御質問でございます。

議員御質問のとおり、E T C 2.0を利用したいいわゆる「賢い料金」は、ガソリンスタンドやトイレなどの休憩スペースの間隔がおおむね25キロメートル以上離れている区間を補完するための措置として試行されておるところでございます。適用される条件は、指定のインターから高速道路をおり、近接した道の駅に設置してあるE T C 2.0送受信機を通過し、1時間以内に同じインターから順方向に再度流入することとなっております。

今年5月27日に関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジなど3カ所で始められ、9月に全国で17カ所が追加指定されております。高崎玉村スマートインターチェンジでは、この制度がまだ始まったばかりということもあり、1日当たり平均16台ということであるようでございます。

この制度を利用するためにはE T C 2.0に対応した機器が必要ということになっておりますが、E T C 2.0の利用率はE T C全体の14%にとどまっております。今後、E T C 2.0の機器の普及によって利用も増えてくるものと考えておるところでございます。

また、平成27年12月に開通した上里スマートインターチェンジは、利用台数は増加傾向であり、休日ではこれまでに最大で2,600台を超える乗降台数があり、現在では1日平均1,900台程度となっております。

隣接する上里カンターレ、中央軒煎餅に加え、J Aひびきのの農産物直売所であるアグリパーク上里が11月19日にオープンし、上里スマートインターチェンジ周辺は一層注目されてきて

おります。上里サービスエリアは徒歩での出入りができ、これまでも上里カンターレなどで買い物をする観光客の利用がございました。このような利用は今後も増えてくると考えておるところでございます。

さらに、ETC2.0を活用したこの制度が上里スマートインターチェンジにも適用されれば、町にとっても集客力アップになりますし、上里スマートインターチェンジの利用台数の増加にもつながると考えております。そのため、この制度を適用していただけるよう、関越自動車道埼玉県対策協議会や上里スマートインターチェンジ地区協議会といった機会を捉えて、国やネクスコなど関係機関へ働きかけてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、空き家取得や多世代同居について。

空き家解消や多世代同居推進のための補助金を創設することについてでございます。

当町における空き家の軒数は171軒で、ほぼ横ばいの状態であります。しかしながら、全国的には増加傾向にあり、今後当町においても増えていくことが予想されます。

空き家の増加による問題点は、防災、防犯、環境衛生、景観等多岐にわたり、町の魅力の低下の一因となります。

議員お話しのとおり、坂戸市では今年7月から、空き家の有効活用を図るため、空き家の改修工事に対して最高40万円、家財処分に対して最高10万円の補助を行っております。また、多世代同居を目的とした住宅の新築、改築、増築、改修工事に対しましては最高40万円、転入加算といたしまして10万円の補助を行っておりますところでございます。

県内で同様の制度を導入している自治体は少ないようでございますが、全国的に見ますと同様の補助を行っている自治体がございます。

現在、埼玉県北部の7市町による埼玉県北部地域空き家バンク制度の運用をしており、空き家の有効活用の推進を図っているところでございます。空き家の解消に向けた補助制度につきましては、近隣市町と情報交換等を行いながら調査研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、多世代同居推進のための補助制度につきましては、多世代が同居することで高齢者が安心して暮らすことができ、家族で子どもを産み育てられる良好な住環境を構築するための有効な手段であると思われれます。定住の促進にもつながりますので、県内自治体や近隣市町の状況を調査し、研究してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、地震や河川の氾濫などの大規模災害の対応についての、航空測量大手の会社と災害発生時の航空写真提供協定についてでございます。

大規模災害が発生した場合、災害対策本部としてまず大切なのは、情報の収集並びに状況の確認であります。町内のどこでどの程度の被害が発生しているのかをまず把握する必要があります。

ます。

現在、情報収集の手段としては、電話や無線などの通信手段によるものと、道路網を介して巡回調査する交通手段によるものがございますが、通信回路の寸断や道路網の寸断などがあつた際は、満足な情報収集ができない場合もございます。このような事態を考慮いたしますと、上空からの情報収集というのは有効な手段だと思われます。

なお、埼玉県では、県内に被害のおそれがある場合には、危機管理防災部より防災航空隊に出動命令が出され、防災ヘリコプターが出動いたします。県内全域を東ルート、西ルートの2ルートに分けて、上空よりヘリコプターに搭載したカメラで撮影し、被害状況をライブ映像として県及び各市町村にエムネットで配信いたします。市町村が県へ要請すれば、より詳しく撮影、調査することも可能でありますので、災害時は必要に応じ要請してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議員お話し航空測量会社パスコと協定を締結してはどうかということでございますが、和光市では固定資産の基礎資料等を作成するための航空写真撮影の業務をパスコと委託契約しておるところでございます。当町でも固定資産の基礎資料等を作成するための航空写真撮影の業務を委託している航空測量会社がございますので、和光市の協定内容等を踏まえ、同様な協定ができるか、当該航空測量会社と相談しながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、地震や河川の氾濫などの大規模災害が起きた際、町内の大型商業施設と車中泊対策として、駐車場を避難者の収容施設として使う協定を締結することについてでございます。

今年8月に、さいたま市が政令指定都市として初めて市内6店舗と大規模災害時の車中泊に関する協定を締結したとのことでございます。協定内容の1つ目は、駐車場の一部を車中泊者の一時滞り場所として最大7日間提供すること。2つ目は、トイレ等を車中泊者へ提供すること。3つ目は、テレビ、ラジオ等で得られる災害情報を車中泊者へ提供することという内容でございます。

このさいたま市の協定は、要配慮者などやむを得ない理由で自家用車を利用して避難せざるを得ない方を、一時的に一定期間滞在できる場所を確保する目的で対策されたもので、指定避難場所とは区別しているようでございます。

現在、当町では町内27カ所を避難場所と指定し、そのうち18カ所の施設を避難所として開設する計画となっており、避難先は町指定の避難所への誘導を第一優先として考えております。しかし、要配慮者などやむを得ない理由で自家用車を利用して避難せざるを得ない方や、大型商業施設には町外の方など不特定多数の方がいらっしゃることを考えますと、いつ起こるかかわからない災害でございますので、災害発生時には一時的にでも滞在ができるよう協力を得

ておくことは必要な措置かと思われます。

議員お話しの、車を駐車した上で避難所で寝泊まりすることもでき、施設側は飲料水や支援物資も提供できるような内容の協定となりますと、施設側で提供する食料品や物資の問題、避難者の把握など、施設により異なる対応となる可能性もございます。

また、昨年9月の議会一般質問でも、議員より車中泊に係る質問がございましたが、車中泊にはエコノミークラス症候群などの二次被害の危険性も生じたりと、幾つかの問題点もあるわけでございます。

しかしながら、町内には議員お話しのよう大型商業施設が幾つかございますので、こうした施設を官民一体となって災害時の対応拠点として利用することは、町民の皆様の安心にもつながることと思われますので、今後県内自治体の状況や民間施設と相談し、検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、4番のコンパクトシティ計画について。

人口減をにらみ、コンパクトな街づくりを目指すことについてにお答えをさせていただきたいと思ひます。

立地適正化計画は、平成26年に都市再生特別措置法の改正により制度化されたところでございます。これまでに全国112の市町村で策定されており、県内では4つの市町で策定されております。

この計画は、コンパクトプラスネットワークという考え方が基本にございます。具体的には、都市機能誘導区域を指定し、行政施設や公益施設を集約していくとともに、居住誘導区域を設定し、そこに住宅を誘導していくことで、将来的に利便性の高い効率的な都市運営を目指すこととございます。立地適正化計画において居住誘導区域を設定いたしますと、居住誘導区域以外での3棟以上の住宅の建築、または1,000平方メートル以上の土地の住宅建築について届け出が義務づけられます。その届け出の中で、居住誘導区域の土地を情報提供するということとなります。

上里町を考えてみますと、全体が平坦な地形となっており、南北約6キロメートル、東西約5キロメートルとコンパクトにまとまっている地域でございます。また、小学校区域を基本として、公民館や児童館などの各公共施設がバランスよく配置されており、その周辺に各地域の集落が集まっている状況となっております。道路網についても、国道、県道、幹線町道が整備されており、公共交通としてJR高崎線や路線バス、町の公共バスである「こむぎっちゃん」が運行されております。

また、上里町ではこれまで区域区分を定めず、いわゆる都市計画の線引きをせずに土地利用を図ってきております。立地適正化計画による居住誘導区域の設定につきましては、それに伴

う規制を含め、慎重な検討と町民への丁寧な説明が必要と考えておるところでございます。

立地適正化計画の趣旨といたしましては、議員の御指摘のとおり、現在進行中の人口減少や少子高齢化、中心市街地の活性化などに対応していくために有効な方策であると思います。そのため、策定済み自治体の事例を調査するとともに、制度や運用方法など幅広く研究してまいりたいと思っておるところでございます。

また、サービスつき高齢者向け住宅につきましては、高齢化社会を迎え、今後も需要が高まると考えておりますが、郊外ではなく利便性の高い地域に立地することが、さまざまな面で利用者にとってメリットがあると考えております。

サービスつき高齢者向け住宅には、都市機能誘導区域に立地することで容積率の緩和などの優遇措置を設けることが可能でございます。また、都市機能誘導区域に医療機関もあわせて誘導することで、より利便性が高く、安心して暮らせる住環境を創出することができます。

上里町では、現時点でサービスつき高齢者向け住宅の供給量は需要を充足しております。そのため、立地適正化計画の策定に当たっては、サービスつき高齢者向け住宅の需要の変化と供給状況を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、5番の国民健康保険の制度改革についての、国民健康保険の運営主体が長年市町村であったが、2018年4月から都道府県に移る制度の改革についてでございます。

多少杳澤議員への答弁と重複する部分もございますが、御了承を賜りたいと思っておるところでございます。

平成30年度以降の新制度である、いわゆる国保広域化においては、県が財政運営の責任主体として中心的役割を担い、町は地域住民と身近な関係にあることから、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業等について、これまでどおり担うことになっておるところでございます。

さて、国は保険税率については市町村ごとに設定することを基本としつつも、地域の実情に応じて、都道府県や二次医療圏ごとに保険税率を一本化することも可能な仕組みとしておるところでございます。

埼玉県では埼玉県国民健康保険運営方針が平成29年9月に策定され、当面は県統一の保険税水準としないこととしておるところでございます。その理由として、市町村等と議論した結果、各市町村の医療費水準が異なり、保険税の負担に激変をもたらすおそれがあることや、保険事業等の取り組み状況もさまざまであることを挙げておるところでございます。二次医療圏ごとの統一保険税につきましても、県単位より範囲が小さくなるわけでございますが、同様の理由を挙げておるところでございます。

町といたしましても、議員御指摘のとおり、現在は県内で医療費水準に差がある状況であっ

て、市町村ごとに保険事業の推進など医療費適正化の取り組みもさまざまであり、統一保険税率の導入のためには、こうした課題の見通しができることが前提条件になると考えております。

今後、課題となる事項につきましては、（仮称）埼玉県国民健康保険運営推進会議が設立される予定でありますので、その中で県、国保連合会と協議してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の高速道路の途中下車の可能についての件でございますが、先ほど町長のほうから、今後は国土交通省と関係機関を通して、高速道路に乗り直しても、おりなかった場合と同じ条件を適用する仕組みをできるように、要望に応えられるようにしたいということを答弁でお聞きしましたが、玉村宿は今年5月ということで、上里町は要するにサービスエリアの産業団地、サービスエリアの南と北にできまして、そこは道の駅とはまだいかないまでも、私も一般質問で先ほど言いましたように、準道の駅の施設に近い商業施設ではないかと考えるところでありまして、上里町の本当の北の商業、経済の玄関口と言われるまでになりつつあるところですので、是非、道の駅ではないにしても、それに本当に近い大きな施設ですので、なるべく早く県や国に対して、途中下車できて、1時間以内でも料金が取れないような施設になるべく早くして、地域の経済の活性化や地域の振興、経済の発展等にさせていただきたいと思っておりますが、町長の見解を改めて伺いたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 上里町のサービスエリア周辺には、先ほど新井議員もおっしゃられておりましたように、シェリエ、中央軒煎餅、そして先日オープンいたしました農協の直売所等が併設されておるわけでございまして、非常に利用価値も高いのではないかなと、そんなふう認識しておるわけでございますので、これから国土交通省だとか関係機関へ要請をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 次に、(2)の空き家取得や多世代同居等についての質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁では、今後本庄児玉郡市や県内の市町村のいろいろ、県内では4市町です

か、何かこういう補助金制度を創設してやっているところがあるようでございますが、そういうことを参考にして今後検討していきたいという答弁をお聞きしましたが、私としては、こちら市でなくて町なので、財政規模もかなり小さいと思いますので、坂戸市のような、空き家を取得し改修した場合、あとは高齢者になった親と子の世代が同居するために住宅を改修する場合、50万円の交付をするというようなことを新聞で見ましたが、上里町ではそういう大きなことを点づけするわけにはいきませんので、私としては、この件についてはそれぞれ30万円ぐらいはさせていただけたらなと思っているんですけども、あとは、空き家バンクに登録された空き家を取得した所有者などが改修する際に、最大坂戸は40万円を補助し、また家財を処分する費用として10万円を交付しているとのことではありますが、この辺も町の財政規模を考えると、やはり多く出しても30万円ぐらいが補助するのが限度かなと。家財を処分するのも5万円ぐらい出していただけたらなと思っておりますが、また、多世代同居の補助で、親と子の世代が同居する際に必要な改修費を最大40万円、これも坂戸は40万円ですが、これも最高で30万円、この世代など市外からの転入する場合には、坂戸は10万円だから5万円ぐらい出していただければと考えるところでありますが、関根町長はその辺に対して、先ほど金額のことは周りの市町村や、4市町村、県でやっているところがあるそうですが、そういうところをいろいろ調べたり研究したりして検討したいという話でしたが、金額的にある程度の線をお願いしたいと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど新井議員もおっしゃってございましたけれども、坂戸市はいろいろな補助制度を確立しておるようでございます。

ただ、この地域は、先ほども申し上げましたとおり、7市町で北部地域地方創生推進協議会、そういう会があるわけでございますから、そういう会といろいろ相談しながらやっていきたいと、このように思っておるところでございます。

ただ、空き家バンクにつきましては、今上里町は登録されておる家が1件もないわけでございます。ゼロという状況でございます。この県北の7市町におかれましても非常に空き家バンクの登録件数が少ないということでございますので、その辺の補助ということにつきましても、今後北部地域地方創生推進協議会のほうと相談をしながら研究をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 続きまして、(3)の地震や河川の氾濫等の大規模災害の対応につい

てということで、①として、航空測量大手の会社と災害発生時の航空写真提供協定についてとの質問に対して、町長から、上里町でも固定資産税の見直し等、そういうときに航空写真を撮る、そういう会社と提携している。パスコではない会社ですけれども、こういう和光市の例を参考にして、今後は検討していくという答弁をしていただきましたので、大変ありがたいと思いますが、なるべく早く、災害はいつ起こるかわかりません。

とにかく地震大国で、東北大震災の後も、関東地方でも茨城県沖や福島沖とか、東北大震災の関係の関連地震もここ随分、東北大震災の後も何十回も来ておりますので、なるべく早く、ここは平地で割方災害のない地域であります、地震や河川の氾濫等大規模災害が本当にいつ起こるかわかりませんので、二次災害の予防や救急救命活動、復旧作業等、いざ自然災害が起こったときに大混乱が起こりますので、事前に必要最小限のできる対策を早くお願いしたいと思いますが、改めて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど申し上げましたけれども、和光市は固定資産の基礎資料等を作成するための航空写真撮影の業務をパスコと委託契約しておるところでございます。

先ほどもお話を申し上げましたけれども、上里町におかれましては国際航業株式会社と航空測量を契約をしておるわけでございますけれども、当町には固定資産の資料等を作成するための航空写真、先ほども申し上げましたけれども、国際航業と契約しておるところでございます。当該航空測量会社といろいろと災害の発生時の、どういうふうに契約ができるかわかりませんが、今後その辺のところは、飛行機を飛ばして測量をできるように相談をさせてみてもらいたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） ありがとうございます。

続きまして、②の地震や河川の氾濫などの大規模災害が起きた場合、町内の大型商業施設と車中泊対策として駐車場を避難の収容施設として使う協定を締結することについて、先ほどから町長の詳細な答弁がありましたけれども、町では指定避難所というものが指定されていて、まずは第一はそこであるという見解を先ほど町長の答弁でお聞きし、わかりました。

ですが、町長も先ほど言われていました。例えば大型施設が上里には人口の割には大きいところが5つも6つもありまして、ほかの群馬県の藤岡や新町、玉村とか伊勢崎や、埼玉県では深谷とか、いろいろなところからお客さんが来て買い物している最中に、大きな地震が発生して身動きできないようになってしまうような状態も完璧にあり得ると思いますので、指定避難

所ではなくても、特に土日ですね、イオンなんかを見ても、ほとんど日曜日なんかは、あの広い駐車場は満タンになって入り切れないような、駐車場がいっぱいになるような状態になっておりますので、ふだんは月曜日から金曜日まではそんなに入っておりませんが、そういう大災害のときの、本当に車でよそから来ている人や、また、近くでも身障者やお年寄り等の方、大至急近い施設に運んで手当てしたり、災害救助を手助けすると、そういう観点から、どうしてもこういう大きな施設をお願いをして、避難所としての収容施設や車中泊対策として使う協定が必要ではないかと思っておりますので、是非余り先に行かずに、町内にある商業施設なので、なるべく早く協定を結んでいただきたいと思いますと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げたわけでございますけれども、上里町も大きな商店がたくさんあるわけでございます。先ほども申し上げたとおり、指定避難所にはなかなかできないわけでございますけれども、これはさいたま市も同じことが言えるわけでございますけれども、指定避難所にはできないわけでございますが、先ほど新井議員もおっしゃってございましたけれども、買い物の最中にそういった大型地震が来たり、避難しなくてはならない、そういうことにつきましては、一時的な避難所として、宿泊等も車の中でできるようなことも検討しながら、大型店舗とその辺のところもお話し合いをしてみたいと、このように思っております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 次に、(4)のコンパクトシティ計画について。

①人口減をにらんでコンパクトな街づくりを目指すことについて、先ほど町長のほうから詳しい答弁をいただきましたが、私がさっき一般質問した中で、この町は、例えば私たちがよその、この間もひたちなか市へ視察に行きましたけれども、本当に街らしいというんですか、商業施設がざーっと通る市街化の、ここはこの町の中心地だなどと思う場所をさーっと通り過ぎてあるんですけれども、上里町は昔は神保原駅の駅北が町の中心だったわけですが、そこが大型商業施設ができる時代が変わる中で、また都市計画等々の反対等々もあり、道路が狭くて、結局拡張できずに置いていかれたと。

そういう中で、町全体で商業施設と住宅区域というのが五、六カ所、大きいところで大型店を中心に、商業施設を中心に五、六カ所に分散して町ができているような、そういう中で、居住誘導区域と都市機能区域のあり方を、今後分散した町の区域をコンパクトな町づくりを考える中で、区域をどのようにして割り振って居住区域と商業区域、要するに居住誘導区域と都市

機能誘導区域を区別していくのか、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、上里町は非常に平坦地で面積もそれほど大きくなく、非常にコンパクトにまとまっている町ではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。ほかの市町村と比べると非常にそういった部分は大きいのではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。

大型商業施設もコンパクトにある地域ごとに分かれているということで、大変いいのではないかなと思いますけれども、各小学校も各地域に置かれておりまして、公民館も全部そういった地域にあるわけでございますから、是非そういう部分では、上里町は非常にコンパクトなまとまった町ではないかなと、そのように思っておるところでございますけれども、今後とも一層のコンパクトシティ、街づくりについて努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 今、町長から説明がありましたけれども、5つ、6つに分かれているその中でいろいろな生活機能が充実していると。確かにそうだと思います。

ただ、その中で、神保原区域が今現在トライアルが駅北にあるわけですがけれども、そういうものが三軒地区に来年の春移動するようなお話も出ている中、今後神保原の駅北に、私は是非、こういう国の立地適正化計画の都市再生特別措置法ができたものですから、こういうものを利用して駅北の再開発、代表的なこの地域のコンパクトシティを計画ができるように、町のほうでも何かうまい方策を考えていただけたらと考えているんですが、実際のことを言って、私の東町1丁目、2丁目、3丁目あたりはとにかく高齢者が多い地域なので、トライアル等がよそへ引っ越してしまうと、買い物に行くのに自転車に乗れないような人がだいぶ増えてしまって、困った、困ったと高齢者のだいぶ話をお聞きしますので、その辺、こういう国の計画があるので、コンパクトシティのこの計画を何かうまい方法で利用して駅北の再開発をお願いしたいと思うんですが、町長の考えをよろしくお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 駅北におかれましては、比較的そういった大型の施設や、そういうものがないというようなお話をいただいたわけでございます。

今回、トライアルが三軒のほうへ移転するというようなお話も伺っておるところでございますので、できればトライアルの跡地におかれましても、町といたしましてもいろいろな方策で、何

とかほかの商業施設が誘致できないかということで考えておるわけでございますけれども、これも官民一体となってそういう街づくりに努力をしていかななくてはならないのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。今後そういった面で、トライアルの空き地につきましては努力をしてみたいと、このように思っておるところでございます。コンパクトシティ、街づくりの中でそういうことができないかどうか、少し検討してみたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） では、(5)の国民健康保険の制度改革について質問させていただきます。

保険料の統一の最大の課題は医療費や保険料の市町村格差であると思うんですけれども、それで、市町村負担の不公平感がないようにするには、町長どのように考えておられるでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 現段階では、県内の市町村間では医療費水準や保健事業の取り組みは地域差がありますので、そういった意味では、これを反映した埼玉県の算出方法は不公平感が少ない状態であると言えます。

しかし、現段階では、保険税を統一する場合は、不公平感をなくすためには、答弁にもございますとおり、医療費水準や保健事業の取り組みの地域差を少なくする必要があると、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 続いて、住民の統一になった場合の説明責任はどこが担うようになるのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 平成30年度から県と市町村が共同保険者となって、それぞれが役割を担って、そして国保の運営をしてみたいと、このように思っております。

医療費や保険料の格差の課題につきましては、県内の市町村間の医療費水準や保健事業の取り組みに、地域差として納付金を標準保険税の算定に反映されるものであり、県や市町村が協議して策定する運営方針を定める事項でございます。したがって、住民への説明は県、市

町村が協力して取り組むべきであると考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） もともと身近な市町村が運営することできめ細かな施策ができた国保は、加入者の年齢構成や所得、健康増進の取り組みで市町村ごとに大きな違いがあり、これら運営主体が県に変わる中でどのように取り扱い、長野県では保険料格差が3.6倍に達するなどとなっているような場所もありますので、町として関根町長は、この辺を、大きな格差が出ることについて、県にどのように要望したりしていくつもりでいるのでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 埼玉県では、年齢構成の差異を調整した医療水準、各市町村の所得シェアに県の所得水準を納付金算定の段階で反映をさせており、また、保健事業の取り組みについて、標準保険税率を算定の段階で反映させて、それぞれの算出をしておるところでございます。

また、新制度では、各市町村が取り組む独自の施策に対しまして、県が定めた指標により交付金が重点配分される保険者努力支援制度が実施されておるところでございます。こうした仕組みを取り入れることによって、これまでどおり市町村国保が運営した事業の継続を図っていくものと考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 次に、財政補填をやめることができるかがだいふ課題になっております。国保財政の赤字補填や低所得者の保険料を抑えたりするため、多くの市町村は国保の加入者でない住民の税金を含む一般会計からの繰り入れで賄ってきましたが、国保をめぐる税金による財政補填の問題を町長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 議員御指摘のとおり、市町村国保は構造的課題を抱えて、保険税収入と公費等による収入負担だけでは医療給付は賄うことができずに、一般会計からの繰り入れを行ってきており、当町においても同様な状況であったわけでございます。

新年度は一般会計からの繰り入れに頼らない運営をすることを掲げており、原則として、赤字を解消していくために保健事業の推進など医療適正化の取り組みをしまいがちですが、保険税を引き上げるケースもあるわけでございます。しかし、繰り入れを解消し、国保財政の見え

る化にすることは会計上必要なことと思います。議員御心配しているように、町民の方にこの制度の改革による保険料の影響を御理解いただける形で運営していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

こうした状況の中でございますけれども、現在、町の国保運営協議会に広域化を踏まえた賦課方法、税率等についてお諮りをしておるところでございます。県から12月以降、平成30年度予算ベースの仮算定、本算定が示されますので、この結果を受けて検討され、答申をいただく予定でございますので、現時点でははっきりしたことは申し上げられない、そういう状況にあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号14番の植原育雄でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは安全と安心、選択と集中、官民協働であります。

今12月定例議会では、1、ユニクス上里店の出入り口へ正規の定周期信号機設置について、2、上里町のマイナンバー制度について、3、上里町の小規模開発について、4、上里町の町道の寄附採納について、町長に質問をさせていただきます。

最初に、ユニクス上里店の出入り口へ正規の定周期信号機設置ですが、ユニクス上里店及び下久城方面から県道藤岡本庄線への出入り口へ正規の定周期信号機設置について、町長に質問させていただきます。

現在の信号機は、通学路の安全対策として押しボタン式の信号機が設置されて利用されてきましたが、ユニクス上里店の開店にあわせて、押しボタン式信号機をそのままの状態ですら

への機能だけが変更された状態になっております。このため、ユニクス上里店や下久城方向には車両用の表示ランプが設置されておりません。信号機の表示ランプが確認できないことから大変危険な状態であり、交通事故が現実には発生している交差点となっております。

私は平成25年3月議会と平成27年9月議会と、この件について2回の一般質問をさせていただいております。今回で3回目の一般質問となります。町長は次のように答弁されております。

平成23年9月に関係地元区長さんより正規の信号機への変更の要望をいただき、現在その協議を埼玉県警察やユニクス上里店と進めているところです。また、ユニクスの駐車場は大規模小売店舗立地法の計画に基づく駐車場の制約があり、夜間は駐車場を閉鎖する必要があります。この閉鎖時に誤って進入してしまった車両の安全対策等の駐車場に関する協議を進めておるところです。この協議に基づく対策がユニクスより実施された場合は、信号機の設置が可能になります。今後は早期に信号機を設置されるように町も協力してまいりますと町長は答弁をされておりますが、その後の進捗状況について、町長に質問をいたします。

2番目に、マイナンバー制度について、町長に質問させていただきます。

2016年、平成28年から始まりました税と社会保障のマイナンバー制度の目指すところは、少子高齢化が急速に進んでいく我が国の経済社会のもとで、番号制度を使って国、自治体、民間のICT活用を進め、国民にとって利便性の高い経済社会を建設していくことであると思えます。

マイナンバー制度は我々国民に3つの新たな社会インフラを提供するものと言われております。第1は番号そのもの、マイナンバーを活用することによって、公平、公正な課税や社会保障の負担、給付の公平化、効率化が行われることでもあります。このことは一般国民にとって大きなメリットが実感できない点ではありますが、国や自治体にとっては極めて重要なことでもあります。社会保障はきちんとした所得の把握があつてこそ成り立つわけで、番号制度の果たす役割は極めて大きいものであります。

一方、マイナンバーは税と社会保障、さらに災害などに利用範囲が法律で限定されております。3年をめどにパスポートや戸籍、医療などへの拡大が予想されておりますが、不正使用等には厳しい刑事罰も用意されていて、極めて使いにくいものになっております。これは個人情報保護やプライバシーの観点からの制限であり、やむを得ないものであります。

第2はマイナンバーカードで、マイナンバーと異なり、その使い方には基本的な制限がなく、本人の写真が記載されており、本人の確認のための身分証明に使えるだけでなく、ICチップが搭載されており、公的個人認証用の符合を用いてさまざまな電子的な活用が可能です。マイナンバーカードはマイナンバーを使うわけではないので、プライバシーなどの問題を克服することができ、法律の規制がなく、民間の知恵によりその活用範囲を広げることができます。既

にインターネットバンキング、オンラインショッピングなど、民間のオンライン手続等の連携等の活用が検討されております。

注目すべき点は、ICチップに空き容量があって、地方自治体が条例を制定することによって独自に事務の活用を行うことが可能な仕組み、独自利用になっているという点であります。活用例としては、1、税、社会保障、防災のために地方公共団体がマイナンバーを利用すること、マイナンバー法9条2項に電子証明書の省略、各種証明書のコンビニ交付等、法18条1号3地方公共団体の機関が他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することが法19条9号で認められております。具体的には、町民カード、印鑑登録カード、図書館カード、母子手帳のほか、母子手帳カードなどの活用も検討されております。

これらの事務を行う際には、これらの事務でマイナンバー利用を認める条例の整備が必要です。これは各地方公共団体の議会による条例制定を条件とすることで、住民による民主的コントロールを確保させるためのものであります。

さらに、マイナンバー法によって、地方公共団体等、これは地方独立行政法人も含まれますが、保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保され、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な処置を講じるよう求められております。法31条。

第3は、2017年、平成29年から始まっておりますマイナポータルという制度であります。これは、個人ごとにコンピューター上設けられるポータルで、マイナンバーカードをリーダーという機械で読み込ませて、パスワードを入力して活用する、官と民のオンライン情報提供の仕組みです。ここにはみずからの特定個人情報の確認ができるだけでなく、行政からのさまざまなお知らせを受け取る対行政機関の機能や、電子私書箱機能の搭載や、電子決済機能等の付与も行われる予定ということで、これらを通じて官と民のさまざまなサービスの連携が可能です。将来的にはスマホでの活用も可能になるようです。

このように、番号制度というのは、法人番号もありますが、3つのインフラを国民に新たに提供することになりますが、鍵を握るのはマイナンバーカードです。番号制度のメリットを国民が実感するために、マイナンバーカードの普及、さらにはマイナポータルの活用が鍵を握っております。そのためには、国民がマイナンバーカードに利便性を感じ、みずから申請して取得したいと思うことが必要になります。

上里町民の現時点でのマイナンバーカード、個人番号カードの取得状況について、町長に質問をいたします。

マイナンバー法と個人情報保護については現在適正に管理運営されていると思っております。地方公共団体がとるべき措置として、大きく分けて4点ほどありますが、第1点目として、個

個人情報保護条例の整備です。第2点目として、個人情報保護システム体制の構築であり、個人情報保護条例に従ったマイナンバーの取り扱いに関するハード、ソフト両面での対応が求められております。第3点目として、各地方公共団体の職場環境の整備です。過去に発生しております個人情報の漏えい事件では、外部からの不正アクセスよりも内部関係者によるものの事件も多く発生しております。職場環境の整備も非常に大切であると思っております。第1点目から第3点目にかけては的確に管理運営されているものと思っております。

第4点目として、各地方公共団体が独自に行う住民サービスにおけるマイナンバーの利活用の検討です。住民ニーズにきめ細やかに、かつ公平に対応するために、マイナンバーは極めて有用です。2015年、平成27年のマイナンバー法改正では、預金口座へのマイナンバーの付番、医療分野での利用範囲の拡充に加えて、雇用、障害者福祉分野等での利用など、地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充が図られております。そこで、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能になっております。同改正を含めて、個人情報保護セキュリティを確保しつつ、マイナンバーの利活用を検討すべきであります。

マイナンバーカード、11月13日月曜日から本格運用と平成29年11月3日付の朝日新聞に掲載をされておりました。これによりますと、野田聖子総務大臣は11月2日の閣議後、会見で、マイナンバーカードを使って行政の手続を簡素化できる制度を11月13日に始めると発表しました。当初は7月に始める予定でありましたが、カード発行時に多くのシステム障害が起きた反省から、10月に一旦延期し、さらに延期したものであります。

新たに始まるのは、マイナンバーカードがあれば、役所でさまざまな手続をする際に、住民票の写しや課税証明などを用意しなくても済む情報連携の制度、マイナンバーをもとに都道府県や市町村、ハローワークなどの行政機関が専用のネットワークで住民の情報をやりとりする。11月13日の制度開始時点で853種類の手続を簡素化できるとのことです。

参考に申し上げますと、マイナンバーカードで省略できる主な手続としまして、児童扶養手当の申請は市町村に申請しますが、省略できる書類として、住民票、課税証明書、特別児童扶養手当証書。介護休業給付金の申請はハローワークに申請しますが、省略できる書類として住民票があります。生活保護の申請は都道府県と市などに申請しますが、省略できる書類として、課税証明書、雇用保険受給資格者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書。奨学金の申請は日本学生支援機構、上里町奨学資金申請は別として、申請時に省略できる書類として、生活保護受給証明書、雇用保険受給資格者証などで、役場で複数の窓口を回る必要がなくなるほか、例えばハローワークに給付金を申請する際に、住民票を持っていかなくても手続をすることができるようになります。

ただ、総務省によると、カードを持っている人は10月31日現在で全体の10%にとどまっています。野田聖子総務大臣はマイナンバー制度に利便性を感じ、カードを持ちたいと欲していたようにメリットをどんどん増やしたいとコメントをしております。また、11月7日から、マイナンバーを使ってパソコンやスマートフォンから保育所の入所申し込みなどができる子育てワンストップサービスと通信アプリLINEの連携も始めたそうです。自分に合った行政サービスの検索をLINEの画面からできるようになります。

健康保険証については、厚生労働省は健康保険証の番号を国民一人一人に割り当てた上で、健康診断の結果など、本人が継続して見られるシステムをつくる方針を決めたそうです。健康への意識を高めて医療費の抑制につなげたい考えだそうです。新しい番号の保険証は2019年度以降順次発行していく予定です。厚生労働省は番号を一人一人に割り当てた上で、診療報酬の審査業務を担う社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会に受診情報などを一元管理させ、本人がネットなどで見られるシステムを整備することです。こうした情報をビッグデータとして解析し、新しい薬や新しい治療法の開発につなげたい考えです。新たな番号は16桁ほどで、加入する保険者が変わると番号も変わります。

国はマイナンバーカードを使って行政の手続を簡素化できる制度を始めました。町民に対する行政サービスの充実を図るために、上里町でもマイナンバーカードの利活用のあり方などを説明し、町民の方が利便性を感じ、カードを持ちたいと欲していただけよう努力すべきと考えますが、町長はどのようにお考えですか。町長に質問をいたします。

次に、3番目の上里町の小規模開発について、町長に質問をいたします。

上里町の開発行為指導要綱第2条第1項は、一般的基準は本町内において開発される面積1,000平米以上の開発行為に適用する。ただし、1,000平米未満の場合であっても、貸し家、建て売り及び共同住宅等の場合は5戸、5世帯以上については適用するものとする。

第2項に、累積開発の場合とはありますが、累積開発の解釈について、また上里町開発行為指導要綱から外れた開発の対応について、町長はどのようなお考えをしておりますか。町長に質問をいたします。

次に、4番目の上里町の町道の寄附採納について、町長に質問をいたします。

上里町古新田地内の開発に伴う道路問題についてであります。問題点としましては、当該地域の宅地開発に伴う既存の私道幅員4メートルの公衆用道路の一部を、6メートルの公道、町道寄附採納申請済みに造成されました。その際、現在困っている方の2軒との隣地側敷地と6メートルの公道との間に25センチの空き地を残した状態で道路工事が行われました。

経緯としましては、平成26年9月から10月の開発地の測量立ち会い時に、開発計画の説明を求めましたが、理解できる資料など提示されない状況でありました。特に25センチの空き地部

分については、困っている方の敷地とこれまでの接道4メートル道路が消失する問題が発生するので、強く説明等の要請を行ってきましたが、何の説明もなく開発工事が行われたとのことです。

平成27年3月から4月にかけて、数回上里町役場まち整備課に調整を依頼しましたが、当該開発は違法でなく、特に近隣隣接地の方の許可を必要としない開発であるとの説明でした。さらには、道路問題は当事者間の問題なので、町は立ち入れないとのことでありました。そして、平成27年12月に造成工事会社の方が来て、開発道路の工事代金の支払いを迫られたとのことあります。

出入口の通行について、隣接地の方は困っております。町長はこの件についてどのようなお考えをしておられますか。町長に質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原育雄議員の質問に順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、ウニクス上里店の出入口へ正規の定周期信号機設置についてでございます。

ウニクス上里店及び下久城方面から県道藤岡本庄線への出入口へ正規の定周期信号機の設置についての進捗状況についてでございます。

議員お話しのとおり、過去2回にわたり御質問をいただいております。平成27年の9月議会でお答えをしたとおり、当該箇所の早期の信号機設置に向けて努力をしてきたところでございます。

一番の課題は、当該箇所は一見交差点に見えますが、北側についてはあくまでも店舗の入り口であり、公衆用道路の形状はT字路であるということでございます。道路の形状の変更はできませんので、平成28年2月にウニクス上里内にコミュニティーバスの停留所を設置することにより、通路部分は公共的な利用になることを強調し、協議をしてまいったところでございます。

信号機の設置要望につきましては、埼玉県警では毎年年度当初に市町村からの要望を取りまとめ、審査となるわけですが、全ての要望箇所が県警での審査対象となるわけではなく、所轄の警察署の審査で対象外となってしまう箇所もございます。

早期の信号機設置に向けて町からも強く要望をさせていただき、本庄警察署の協力を得て、平成28年度は県警審査まで上げることができましたが、大規模小売店舗法の新設に係る交通協議の記録や平成27年12月28日付通達の信号機設置の指針をもとに審査をしたところ、設置に至

らなかったとの回答をいただいております。

現在の信号機設置の指針は、道路形状などのハードの部分のほかに、道路交通量や前年の人身事故件数など統計的資料も審査基準となっております。当該箇所に信号機を設置することは、前回答弁をさせていただいたときよりも難しい状況となっておりますが、今後も継続して設置の要望をしていくとともに、ウニクス上里、本庄警察署、本庄県土整備事務所と協力し、交通事故の減少を目指して努力していく所存でございます。

次に、マイナンバー制度についてのお答えを申し上げます。

まず、マイナンバー制度についてのうち、上里町民のマイナンバーカードの取得状況についてでございます。

先に簡単に説明させていただきますが、マイナンバーカードに関する申請、交付につきましては、まず、本人がJ-LIS、地方公共団体情報システム機構に交付の申請をします。3週間から1カ月後、でき上がったカードがJ-LISから町に届きますので、町から本人宛てに通知をし、窓口にてお渡ししております。

上里町の取得状況につきましては、昨年度末では2,484件で7.97%、平成29年10月末現在では2,679件で8.57%でございます。近隣市町と埼玉県の場合につきましては、本庄市9.23%、美里町6.33%、神川町7.47%、埼玉県全体では9.7%でございます。全国ですと、平成29年8月末の状況でございますが、9.6%となっております。内訳としましては、特別区12.1%、政令指定都市10.4%、政令指定都市を除く市9.3%、町村におきましては8.2%となっております。

次に、マイナンバー制度の利活用についてでございます。

マイナンバー制度には、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現といった目的がございますが、この中でも国民の利便性の向上につながる3つの新たな社会インフラとして活用されるのが、マイナンバー、マイナンバーカード、そしてマイナンバーカードを利用してアクセスすることができるポータルサイト、マイナポータルであります。

議員お話しのとおり、マイナンバーを活用して全国の自治体などが相互に個人情報照会することができる情報連携の本格運用が開始され、マイナンバーの記載が求められる手続においては、これまで添付が求められていた住民票の写しや課税証明書等が省略可能となりました。

マイナポータルでは、自治体などが行った情報連携の記録をみずから確認できることに加え、マイナポータルの機能を活用して、妊娠から子育てに係る手続が添付書類を省略してオンラインでできる、いわゆる子育てワンストップサービスが既に提供されております。

町におきましても当サービスによる手続の検索機能を開始しており、本12月議会においては、

安全なオンライン手続の受け付けを開始するための専用回線整備費用を補正予算として計上させていただきます。将来的には、さまざまな手続、サービスに拡充されていくことが見込まれており、町といたしましても住民の利便性向上につながるよう、導入の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、マイナンバーカードの普及やサービスの充実が一層進むためには、住民の理解が深まることも重要でございます。既に開始しております情報連携と、それに伴う添付書類の省略につきましては、既にホームページ等に掲載をしているところでございますが、マイナンバー制度の趣旨はもとより、マイナンバーカードを取得することが住民生活に大きなメリットとなることにつきましても、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3の上里町の小規模開発について。

上里町開発行為指導要綱第2条第2項の累積開発の解釈についてにお答えをさせていただきます。と思います。

本町において行われる住宅地造成事業等の開発行為の施工に関しましては、都市計画法の趣旨に基づく規制と協議によりまして、無秩序な開発行為を防止し、かつ良好な生活環境と、明るく住みよい都市実現に寄与し、あわせて学校、公園等公共施設の整備拡充を図ることを目的としておるところでございます。

上里町開発行為指導要綱は、本町内におきまして面積1,000平米以上の開発行為に適用しておりますが、1,000平米未満の場合であっても、貸し家住宅、建て売り住宅及び共同住宅等の場合につきましては、5戸または5世帯以上について適用するものとしておるところでございます。

累積開発につきましては、おおむね連続した土地において、同一所有者が1,000平米未満の開発行為を数回にわたり、その累積面積が1,000平方メートル以上、または5戸、5世帯以上となった場合に、上里町開発行為指導要綱を準用することとしております。また、上里町開発行為指導要綱が適用されない小規模の開発相談などがあつた際は、累積開発の可能性のある案件につきましては事前に指導をしているところでございます。

次に、②の上里町開発行為指導要綱から外れた開発の対応についてにお答えをさせていただきます。

上里町開発行為指導要綱の対象とならない小規模な開発行為に関しましては、開発行為指導要綱に沿った開発申請はされませんので指導はしておりません。

小規模な開発行為に関する指導につきましては、農地転用の申請や給水計画、排水計画、道路占用など、各種申請がされた際に適宜指導をしているところでございます。これらの指導の

中で雨水排水や汚水排水等について確認しております。このような小規模開発につきましては、面積要件や近隣市町の指導内容などについても研究をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、4の上里町の町道の寄附採納について。

隣接地の承諾がとれないときの位置指定道路を設ける場合は、原則として隣接地から25センチメートル以上離すものとした場合の町道の寄附採納についてお答えをさせていただきたいと思っております。

建築基準法の位置指定道路につきましては、埼玉県熊谷建築安全センターにおいて指定しているところでございます。その指定の条件の中に、隣接地の承諾が得られないため、やむを得ず隣接地境界線から間をあけて当該申請に係る位置指定道路を設ける場合につきましては、原則として25センチメートル以上離すものとされておるわけでございます。

また、私道の寄附採納は、町道にすることで生活関連道路網の充実を図り、町民生活の向上に寄与することを目的としておるところでございます。そのため、上里町私道寄附採納要綱第3条で、道路幅員、舗装構成、排水施設といった道路形態の条件を設け、それに適合しておれば寄附採納を受けておるところでございます。

また、町では議員御質問の隣接地との間に25センチメートルあけられているような場合に限らず、開発申請者と協議の中で、工事に先立ち、周辺住民に工事内容について説明し、トラブルの起こることのないように指導しております。さらに、個別の事情によっては、今回の私有地の通行といった民事上の内容についても、事前に当事者間で話し合っただくよう助言をしております。あわせて、位置指定道路の寄附採納につきましても、確認のため、隣接地権者から同意をいただいております。

このように、町の担当課でもできる限りの対応はしております。寄附採納につきましては、個別のケースによってはさまざまな利害関係とのいろいろな調整が必要となる場合もございます。個々の内容について、町が調整すべきものか、民事上の当事者間での解決が必要なものか、よく見きわめて対応してまいりたいと考えております。

なお、民事上の問題だからといって町が全くかかわらないということではなくて、今後も助言や法律相談の紹介等の町としてできることについては丁寧に対応をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 議席番号14番の植原育雄でございます。何点か再質問をさせていた

だきます。

最初に、ユニクス上里店の出入り口への正規の定周期信号機設置の件でありますけれども、町長の答弁の中には、平成28年度は県警の審査まで行ったというような答弁がされたかと思えます。

実は、先日、11月9日午後2時からユニクス上里店の支配人とお会いしまして、ユニクス上里店のお考えをお聞きしました。2013年、平成25年2月9日に、株式会社P&Dコンサルティングが作成しました土地利用計画図を見せていただきました。これによりますと、県道藤岡本庄線の交差点からユニクス上里店の駐車場に入りまして、ロータリーを回って、また県道藤岡本庄線に出ていけるもので、この部分についてはユニクス上里店の土地を提供してこの部分を県道とするもので、工事費用は約1,000万円を見込んでおったそうです。支配人の話では、本庄警察署を經由して埼玉県警察へ当時提出をいたしました。返事は返ってこないという、そんな状況ということでもあります。

現在、関係地元区長さんや本庄地区交通安全協会の上里支部の方などが中心となりまして、ユニクス上里店の出入り口へ正規の定周期信号機設置についての動きがありまして、地元の県会議員にもバックアップをしていただくように、そんな状況になっております。

再度お聞きいたしたいと思いますが、地元上里町も強力な支援体制をお願いしたいと思いますが、町長のお考えについて、再度お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 当時はそのように協議が進んでおって、駐車場の設計図面なども策定して設置要望に臨みました。その後、設置指針の改正によって複数の設置条件を満たす必要が生じたため、現在も設置に至っておらないということでございます。

いずれにいたしましても、私も県議等にもお願いをして、できるだけ何とかできるようにということで、設置に向けて今後とも努力をしてまいりたいと、このように考えておるわけでございますけれども、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 先ほどの町長の答弁の中に、一見して交差点のように見えるというような答弁がありましたけれども、あそここのところになぜユニクス上里店が出店をするときに、町は事前協議の段階で、現在のところに入出口をつくることを容認したのでしょうか。適切な指導はされたのでしょうか。町長に質問をいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ウニクス上里店につきましては、平成18年に大規模小売店舗法の設置にかかわる交通協議を実施しておるわけでございます。埼玉県警察本部と交通規制課により適正な指導が行われたわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 先ほど町長が、信号機の設置基準、見直しもあったようでありませうけれども、私が調べたところでは、信号機の設置基準があるということで、以前にもお話をいたしましたけれども、警察庁の交通局交通規制課長から警視庁の交通部長、各都道府県の警察本部長に対して信号機設置の指針についてということで通達が出ておまして、その中で、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が過去1年間に2件以上発生しており、分析の結果、交通安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められる場合には信号機が設置できること。また、ただし書きがありまして、この通達の中の留意事項として、信号機の設置または撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分に配慮するものとあります。

民間事業者の出入り口として公共性が不十分であることや、接続する町道に当たっては幅員が満足していないという、そういう理由で信号機設置に当たって再検討が必要だということのようでありませうけれども、上里町の住民が安全で安心して暮らせるためには、交通事故の起こりやすいところにつきましては一つでも減らしていくべきかと思いますが、町長の答弁を再度求めます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 信号機の設置のために択一した条件の一つとして、信号機を設置することによって抑止することができたと考えられる人身事故が、信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生していることとございますけれども、平成28年度に県警審査を行っていたときは、平成27年度当該箇所での人身事故は1件であったということも対象外になったという一因になっておるところでございます。

また、信号機設置指針に検討の際に十分配慮が必要であるということも一つあるわけでございますけれども、信号機の設置要件は、全ての地域住民が強く望んでいる箇所でございます。基準を満たした上で設置を希望されておるわけでございますけれども、住民の皆さんが、全ての皆さんが望んでおるということは、全く私も同感をしておるわけでございます。

できれば、交通事故が起こりやすいそういう箇所につきましては、是非信号機を設置してく

ださいということで、再三にわたって警察のほうへもお願いに行ってみたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、マイナンバーカードの制度について質問をいたします。

先ほどの町長の答弁の中に、上里町は8.57%、県が9.7%ということで、普及率が大変少ないわけでありましてけれども、なぜ普及しないのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 利用できれば非常に便利でありますけれども、持っていないけれども、それほど毎日使うものではないから不便をしていないというのが一つに要因になっておるのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、上里町は、先ほども申し上げましたとおり8.57%、本庄市はちょっと9.23%とちょっと多いようでございますけれども、美里におかれましては6.33%、神川町におかれましても7.47%ということで、それほど特別に近隣の市町から比べると低いとは理解はしておらないわけでございますけれども、今後ともマイナンバーカードの普及の促進について、広報かみさと及び町ホームページ等で啓発を行って普及促進に努めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 今のマイナンバー制度の普及、マイナンバーカードの普及ということで、普及率が低いということでありましてけれども、これを裏返しにして考えてみれば、現在の状況では、国とか県とか市町村が管理をするために非常に都合のいい制度だと思えます。これを住民の方が利便性を感じて持ちたいという、そういうふうにPRするのが国・県、市町村の務めだと私は思っております。そうしない限り、町民、県民、国民は利用されるだけであって、自分たちのメリットがなかなかできてこない。やはり上里町民がメリットを感じるようなPRとか、そういうのが是非必要だと思います。再度、また町長の御意見を求めます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げました。ただ、今植原議員もおっしゃっていただいたように、国や県や市町村は、非常にこういうマイナンバー制度が確立しますと非常にやりやすいという部分もあるわけでございます。

今後も広報等の掲載はもちろんのこと、窓口等のお声かけや住民税の申告時にパンフレット

を配布するなど、積極的にこういうメリットがありますよということでPRを積極的にしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、累積開発の解釈でありますけれども、例えば要綱には、1,000平米未満であっても5世帯以上については適用されるということでありまして、例えばその土地を、4戸、4世帯ごとに分けて、A社、B社、C社、D社ということそれぞれに開発した場合、累積開発の解釈、結果的には4棟ずつ開発しても、それが4カ所行えれば16棟建つわけでありまして、これが乱開発につながるおそれがあると思っております。そこら辺の町長としての解釈をお聞きしたいと思っております。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 累積開発と判断されるものは、期間につきましては、開発の要綱によって明記されておりませんので、開発行為の土地利用計画は現地の状況等に判断をさせていただいております。

また、隣接した区域においても所有者が異なると累積とされないものであり、累積開発を適用したことをごさいます。また、3,000平米となる場合は開発許可案件となるため、許可権者である県との相談が必要になってくるわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 所有者が違う場合はそのように考えられるかも知れませんが、同じ所有者であっても造成会社が幾つか入った場合には、それはまた累積開発に該当するかどうか、そこら辺のところもお聞きしたいと思っておりますが、なぜ言うかといいますと、上里町の開発行為の指導要綱から外れた開発の対応については、ごみの収集所とか排水施設、駐車場、消防、埋蔵文化財等数多くの問題が出てきます。そういったことで、もう少しきめ細かく開発基準を作成したほうがいいのではないかなという、私はそういう考えをしておりますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 開発指導要綱では、1,000平米以上または5戸以上の開発を対象にしておられるわけですが、これを下回る開発は、増加し町民の生活に悪影響を与えるような場合には現行の規模要件の見直しも必要になると、このように考えておるところ

でございます。

小規模開発につきましては、きめ細かく近隣の市町とも状況を聞きながら、その辺のところも判断してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、上里町の町道の寄附採納についてでありますけれども、今回の件で困っている方が、平成29年11月10日付で行政情報の公開請求書にて情報公開の公開請求をしております。内容については、上里町大字七本木稻荷北の2550番地の3の開発行為に関するものであります。

この中に土地権利者の同意書がありますけれども、私道のみ権利者だけで、隣接者の同意がないわけですが、同意は要らないのかどうか、町長に質問をいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町道の機能を廃止する、そういう土地払い下げの場合は隣接者の承諾をいただいておりますが、新たに町道となる場合には、上里町の私道寄附採納要綱第3条に定める道路形態に適合していれば、寄附採納を受けるに当たりましては、利害関係の状況等を確認するため、隣接者の同意をいただく場合もあるわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、開発協議の回答書の中に、道路景観、日陰等についてでありますけれども、既存の道路形状用地を利用されている住民3件に対して、開発計画の概要並びに新設の位置指定道路の説明をし、黒く塗り潰してありましたけれども、承諾書、実印及び印鑑証明書の提出をお願いしますと記述をされております。これについて確認をされておりますか。業者の回答は、新設道路等に関して指示どおり行いますと回答をしております。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 個々の具体的な内容につきましては、ちょっと私は把握しておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、開発協議申請書の中に、今回の開発される場所の図面が添付

されております。25センチの空き地部分が明確に表示をされております。隣接地の所有者の承諾がとれないので、25センチの空き地部分を設けたということでありましょうか。

今回の件で困っている方、隣接地の承諾の話は何もなく、立ち会い証明書の段階で、この立ち会い証明書というのは土地の筆界、境界の確認のために立ち会ったものでありまして、承諾がとれたかとれないか確認をしない限り、25センチの空き地部分を設けた図面は作成できないと思います。

位置指定道路の関係は県が担当するというので、県が確認するというのでよろしいのでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この開発の以前からの当該隣接地は、私道を通行して出入りされておるわけでございますから、この開発の区域外でございますが、御質問の隣接地との間にこの私道の一部が残ったものとなっておりますわけでございます。私道の通行については当事者間で話し合っていただくようにいろいろお願いをしたいと、このように助言をしておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） それに、開発協議申請書の表に、位置指定道路などで県の検査があるのではというメモ書きがされておりました。職員の方は気づいておると思います。この段階で県との協議が、連携が必要だったのではないのでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この件についてはちょっとわかりかねますので、ちょっと理解は課長のほうもできていないようでございますので、後で調査研究をして、また植原議員のほうへ報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、今回の件で切り離して考えることはできませんので、埼玉県建築基準法施行条例の解説の256ページに、道路の位置の指定、変更及び廃止の取り扱い基準が載っております。隣接地の承諾がとれないため、やむを得ず隣接地境界線から離して当該申請に係る位置指定道路を設ける場合、原則として25センチ以上離すものとする。なお、この場合、位置指定道路との間に塀や柵を設けて、位置指定道路が隣地に接していないことが一見

してわかるようにするとあります。

大部分はこれで解決するかもしれませんが、今回の件につきましては、生活権を脅かすことになり、適切な表現とはとても思われません。住民の方が困らないような方策を県に是非要請をしていただきたいと思いますと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この位置指定道路の件につきましては、県でも把握しておるわけですが、改めてこのような問題となっていることをお伝えして、県から注意喚起をしていただくなど、対応策については働きかけてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

また、県と町とで情報共有をしながら、町といたしましても開発行為に対して引き続き丁寧な指導をしてみたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 隣接地の承諾がとれたかどうかの確認なんですけれども、どのような方法で確認しているのか、まち整備課のほうから県に確認をいたしましたところ、県の回答は、口頭で確認をしているという返事がありました。このような重要なことというのは、口頭で確認ではなくて文書で確認すべきだと思います。この件についても県に要請をしていただきたいと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） こういう大事なことにつきましては、口頭で約束することではなくして、植原議員がおっしゃられたように、文書をもってお約束をさせていただくということで県のほうへもお話をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 町長の答弁の中にもありましたけれども、町は、民民の問題ですので町は介入できない、よく言われます。このような段階に至るまでに、今回の件でありますけれども、何か手だてはなかったのか、適正な行政指導が行われていたかどうか、住民の立場に立って考えると、やはり不自然な理解できない状況、それが考えられます。

困っている方は弁護士の方に相談をしております。弁護士費用も負担しなければなりませんし、精神的な苦痛、これも大変なものがあるかと思えます。町長はその点についてどのように

お考えか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今日までも町でも丁寧に説明をしてきたというふうに伺っておるわけでございます。25センチあければそういったことが、隣接の許可がなくても大丈夫だということにつきましては条例で決まっておるわけでございますけれども、そのように行われたというふうに理解はしておるところでございますけれども、今後につきましても親切丁寧に説明をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 私が確認しているのは、どの時点で承諾をとったのかどうか。そこら辺、県も市町村も連携してやればわかることでもありますので、その点についても今後はこういうことのないようお願いをしたいと思います。

そして、幅員4メートルの既存道路ですけれども、昭和44年に土地を買い受けた際に、永代通行権が認められております。また、昭和44年10月付の農地法の第5条の許可申請書には、申請借り主は上記隣接地に住宅を建設するため、道路を増設するための申請でありまして、土地代金は永久に無料であると明記をされております。県の建築基準法施行条例第42条第1項第3号でこれは既存道路であると認められております。ですから、建築確認もとれるということになったそうです。

上里町、そして埼玉県、こういうような問題が二度と起こらないように努力をしてほしいと思います。上里町民が現実に生活権を脅かされておりました、精神的苦痛も大変なものがあると思います。この住民を守るのはやはり国であり、県であり、市町村が守ってやらなければ本当にかわいそうじゃないかなと私は思っております。民民だから民民で解決してほしい、それだけではちょっと冷た過ぎるのではないかなと、私はそんなふうに考えております。

町長に再度答弁を求めます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 法律上の問題、条例上の問題、そういうことにつきましては非常に難しい問題もあるわけございまして、町が立ち入れない、そういった民民の問題もあるわけございまして、植原議員のおっしゃるとおり、町は住民の皆さんの味方でございますので、是非そういった点についても今後気をつけてやらせていただきたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 14番植原育雄議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。



◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時33分散会